

令和元年9月宮崎県定例県議会

決算特別委員会（平成30年度決算）
商工建設分科会会議録

令和元年10月3日～4日・7日

場 所 第5委員会室

令和元年10月3日(木曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第27号 平成30年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

企業立地課長	山下 弘
観光推進課長	大衛 正直
スポーツランド推進室長	飯塚 実
オールみやざき営業課長	高山 智弘
工業技術センター所長	弓削 博嗣
食品開発センター所長	柚木崎 千鶴子
県立産業技術専門校長	金子 洋士

出席委員(8人)

主査	日高博之
副主査	坂本康郎
委員	中野一則
委員	外山 衛
委員	山下博三
委員	窪 菌辰也
委員	田口雄二
委員	前屋敷 恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局 長	阪本 典弘
調整審査課長	米澤 淳

商工観光労働部

商工観光労働部長	井手 義哉
商工観光労働部次長	横山 浩文
企業立地推進局長	日高 幹夫
観光経済交流局長	酒 匂 重久
商工政策課長	内野 浩一朗
経営金融支援室長	長 倉 佐知子
企業振興課長	矢野 雅博
食品・メディカル産業推進室長	山下 栄次
雇用労働政策課長	川 端 輝治

事務局職員出席者

議事課長補佐	鬼川 真治
議事課主任主事	石山 敬祐

○日高主査 ただいまから決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付してあります日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日開催されました主査会について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元の分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりますては、御協力よろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審査の進め方についてであります。その場合、主査において、ほかの分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしく取り扱いをお願い申し上げます。

次に、審査の進め方ですが、お手元に配付の分科会審査の進め方(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、分科会審査の進め方のとおり進行させていただきます。

執行部の入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時2分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

平成30年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○阪本労働委員会事務局長 労働委員会でございます。

労働委員会事務局の平成30年度決算の概要につきまして御説明をいたします。

決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

この表にございますとおり、労働委員会事務局の予算科目につきましては、一番左の端ですが、(款)労働費(項)労働委員会費(目)委員会費となっております。予算額につきましては、予算額の一番上の欄、1億13万円、その隣、支出済額9,852万7,640円、2つ飛びまして、不用額160万2,360円となっております。執行率は98.4%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

(目)の委員会費でございますけれども、不用額の欄の一番下の欄、160万2,360円となっておりますが、この主なものにつきましては、(目)の中の一番上の報酬、これが90万4,900円の残と

なっております。

この理由といたしましては、私ども労働委員会でっておりますあっせん等の申請件数が見込みを下回りまして、このことによります労働委員会委員の日額報酬費の執行残でございます。

なお、執行率につきましては90%を上回っております。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に掲載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

私からの決算に関する説明は以上でございます。

平成30年度業務実績の概要につきまして、担当課長が御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○米澤調整審査課長 それでは、平成30年度の業務実績につきまして、委員会資料で御説明いたします。

資料の2ページをお願いします。

労働委員会が取り扱う業務を(1)の不当労働行為審査事件、(2)の労使紛争あっせん事件、そして3ページになりますが、(3)の労働相談の3つに分けて、それぞれ御説明いたします。

まず、(1)の不当労働行為審査事件についてでございます。

これは、労働組合や組合員に対する使用者側の行為が、労働組合で禁止されている不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものであります。

30年度は、取り扱い事件はありませんでした。

次に、(2)の労使紛争あっせん事件についてでございます。

まず、①の集団的事件でございますが、労働組合と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、労働委員会が労働組合と使用者

側との間の調整を図りながら、紛争の解決に務めるものであります。

これにつきましても、30年度は取り扱い事件はありませんでした。

次に、②の個別的な事件でございます。

これは、労働者個人と使用者との間に生じた紛争について、先ほどの①の集団的事件と同じように、解決を図るためのあっせんを行うものであります。

ア)の取扱件数についてですが、30年度は前年度からの繰り越し事件が4件、新規の申請が10件の計14件のあっせん事件を取り扱ひまして、処理状況としましては、和解が7件、打ち切りが5件、取り下げが1件で、残りの1件は今年度に繰り越しております。

事件の内容につきましては、イ)の内容別件数にありますとおり、パワハラ・嫌がらせと解雇が7件と最も多く、次いで退職2件となっております。

次に、3ページをお願いいたします。

(3)の労働相談についてでございます。

労働相談は、職場でのさまざまなトラブルに悩んでいる相談者に対しまして助言や情報提供を行いますとともに、内容によりましては、先ほど御説明いたしましたあっせん制度の紹介をすることもございます。

まず、①の相談者別件数についてですが、30年度につきましては511件の相談があり、そのうちの大部分は労働者個人からの相談でございました。

労働相談の内容ですが、②の内容別件数にありますとおり、パワハラ・嫌がらせに関する相談が187件と最も多く、次いで、退職、賃金未払いの順となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

最後に、(4)の処理件数の推移についてですが、それぞれ事件などの過去3カ年度分の件数は、ごらんの表のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○日高主査 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○中野委員 労使紛争あっせん事件の個別的な事件の取り扱い件数で、翌年度に1件繰り越されておりますが、この1件は新規に発生した10件のうちの1件になるんですか。

○米澤調整審査課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○中野委員 繰り返しになりますが、前年度繰り越しされた分は、きちんと現年度で処理されたということですね。(「はい」と呼ぶ者あり)わかりました。

○前屋敷委員 関連して、今の処理状況のところで、打ち切りが5件あるんですけど、どういう状態のときに打ち切りとなるんですか。

○米澤調整審査課長 打ち切りの内容についてでございますが、まず、申請者があっせんの申請をしてくるわけですが、それに対して、被申請者があっせんそのものに応じないといった案件と、もう一つは、あっせんをしても解決の見込みがないということで打ち切る場合がございます。

○前屋敷委員 では、申請された人は、泣く泣く承諾せざるを得ないということになるんでしょうか。解決というか、協議にも入れないということなんですか。

○米澤調整審査課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○前屋敷委員 一定のところまで何回か協議は重ねたけれども、折り合わなくてということでの打ち切りではなくて、もう入り口からだめだっ

たということですか。

○米澤調整審査課長 入り口から——こちらのほうで、あっせんが出ていますので出てくださというお願いをしても、出ていただけないという案件でございます。

○前屋敷委員 では、そういう場合は、もう相手が応じないとなると、それはいたし方ないということですね。

○米澤調整審査課長 先ほど私、申請があったので、あっせんに応じてくださいということで、なかなか応じていただけないで、そのまま打ち切りということもあると申し上げましたが、補足しますと、事務局調査というのを行いまして、相手方の会社に行きまして、こういう申請が上がっておりますが、このことについて、実態はどうなんですかというような調査を行った後に、あっせんに応諾いただけますかということ打診いたしまして、それについて応じられないとかいうものが打ち切りという形になっております。

○前屋敷委員 では、労働委員会ではもうそこまでということ、あとはもう御本人がどういう形でか解決を図るといふふうに移っていくわけですか。

○米澤調整審査課長 委員がおっしゃるように、私どものあっせんに応じていただけない場合は、労働局の相談窓口とか法テラスとか、そういうものを御紹介したりしておりまして、場合によっては、裁判等を利用したいということであれば、その御紹介もしております。

○前屋敷委員 わかりました。

○田口委員 3ページの労働相談の中の2番の内容別件数で、パワハラ・いやがらせというのは大体中身がわかるんですが、2番目に多い退職というのは、どういう相談が多いのか。下に

解雇というのがありますから、退職させられたのとは違うんだと思うんですが、退職金だとか、ちょっと具体的に中身を教えてください。

○米澤調整審査課長 退職の内容につきましては、最近割と多いのですが、退職したくても会社がやめさせてくれないとか、あと退職の勧奨に関するものとか、退職の理由について相談があるものを、この106件の中には含んでおります。

○田口委員 退職させてくれないというのは、人手不足が関係してくるからなんですか。

○米澤調整審査課長 委員のおっしゃるとおりかと思います。それが全てではないかもしれませんが、一因になっていると思います。

○窪菌委員 今の内容別件数でございますが、パワハラ・いやがらせが187件で、断トツで多いんですけども、パワハラ・いやがらせの場合は、どこからどこまでがパワハラなのか、なかなか見きわめが難しいと思うんですが、審査はどういうふうにされているんでしょうか。

○米澤調整審査課長 委員が申されますとおり、パワハラについては具体的な定義というのが現在定まっておきませんので、それについて、パワハラであるかどうかを判断するのは非常に難しいものがございます。実際、パワハラについては、あっせんがここ5年で7件ほどあったのですけれども、あっせんが整ったのは1件だけかと考えております。

○窪菌委員 あっせんが整ったとは、どういう意味ですか。

○米澤調整審査課長 あっせんの内容ですけれども、最終的には、ほとんどが慰謝料で解決いたしております。

○窪菌委員 そういった慰謝料なり何なりを、経営者が支払うということだろうと思いますが、それがこの数であって、単純なパワハラ、ある

いはいやがらせであったり、そういうのは数には入っていないのでしょうか。お金で解決したものだけの数なのでしょうか。

○米澤調整審査課長 2ページの(2)の②のイ)に挙げてございます7件については、実際にあっせんに乗った数、申請のあった数です。それ以外で、労働相談の中には、実際にあっせんになっていない、申請されない案件を多く含んでいる状況でございます。

○窪菌委員 わかりました。

○山下委員 労働争議はかなり件数はあると思うんですが、労働組合が企業、職種によっていろいろあると思うんですけれども、働いている人たちがそこに届け出て、労働組合から皆さん方のところに訴えが来る事例もあるんですか。

○米澤調整審査課長 労働組合から私どもに上がってきますのは、集团的事件ということで整理しております、こちらに挙げております個別については含んで——資料の4ページになりますけれども、(4)の処理件数の推移の中の集团的事件の件数になります。28年度が4件、29年度が2件、昨年度はなかったという状況になっております。

○山下委員 労働組合があるところは、労働組合が経営者側と交渉して、これを解決できるのもかなりあると思うんですが、それが労働組合に上がってくるということは、かなり大きな問題が多いかと思うんです。どういうことで解決の方策があるのか、何かそういう事例でもあれば。

○米澤調整審査課長 手続的な面で労使紛争あっせん事件の集团的事件について申し上げますと、私どもの制度としましては、いわゆる集团的事件のあっせん調定、そして仲裁という3つの形態がございます。現時点で多いのは、やはり

集团的あっせんという制度を利用した申請、申し立てが多くなっております。

○山下委員 大手企業関係が多いんでしょうけれど、結局、賃金の問題とか残業の問題とか、労使間の交渉事が多いだろうと思うんです。

なぜかという、今、企業は本当に人手不足で大変なんです。市場も売り手市場で、働く人たちがどっちかというやっぱりわがままが通る。例えば、福祉の現場だと、もう50%ぐらいの離職率ですから、雇う側も大変厳しい状況なんです。

皆さん方が対応されるときに、働く人たちのいろんな意見を十分聞いてあげて、そして今度は企業側、経営者側の意見を聴取される中で、齟齬はかなりあると思うんです。会社側の考え方と労働者側の考え方、その差がかなりあると思うんです。今、異常なほど人手不足の中で、雇う側も大変だろうと思うんですが、例えばブラックリスト。もう常態化した人がいるんです。我々も雇う側から聞くんだけど、クレームみたいな人がいて、やめて次のところに行った。そこでも何か問題起こすような気がする。そういう人たちの情報を雇う側で共有して、早くチェックするという事業主の人たちもいるんです。ブラックリストとかは、あなた方はある程度把握しているの。

○米澤調整審査課長 労働者の側のブラックリストというのは、私どもで収集しておりませんし、存じ上げておりません。

○山下委員 そこ辺の話も、聞かないですか。あの子がまた問題起こしたんだとか。

○阪本労働委員会事務局長 私どもは、基本的にはどちらの立場も応援——労働者側の皆さんにとってもそうですし、使用者側の皆さん、経営者側の方のために、両方ありますので。そう

いう意味でも、私ども労働委員会は公益委員、それから労働者委員、使用者委員と3つの立場の委員の先生方になっていただいております。

あと、山下委員がおっしゃった個別の事案につきましても、私どもに特定の方からの御相談もしくは使用者側の方から御相談があれば、ああ、そういう人がいらっしゃるんだなということはあるんですけど、今までのところ、そういった形での両方側からの御相談、ちょっと私どもは把握していないところです。

○山下委員 わかりました。

○中野委員 関連ですが、この労働相談511件は、複数の人もいると思うから、人の数ではどうか分かりませんが、その内容は、さっき説明があったとおり897件に分類されて、パワハラのことや退職もある、賃金未払い、労働時間、中にはさっきも言った解雇の問題もありますが、こういう相談を511件受けたんですよね。そのうち事業主からは15件しかないわけですよね。

働く側の人からこういう相談を受けて、実際に、解決したとか、納得したのはどのくらいですか。労働者から相談を受ければ、それを雇い主、企業、事業主に、こういう相談受けたが、どうだろうかということとされるわけでしょう。ただ相談は受けっぱなしなんですか。

○米澤調整審査課長 労働相談につきましても、おっしゃるように労働者からが多くて、事業者はなかなかいないです。

同じ方から相談が複数回来ることもございますが、ほとんどの場合、1回で終わります。ただ、その後の結果については、問題解決に——私どものあっせんもありますけれども、ほかに適当な機関もございますよということを案内するにとどめておまして、その後の追跡まではやっておりません。

ただ、相談者の中で、後日、こういう結果になりましたとか、報告をいただくこともたまにございます。

○中野委員 そんなもんですか。あなたたちはただ、来た人に納得というか、気休めに、ああ、そうですか、こうこうですよ、事業主にこんなふうにご相談したらどうでしょうかとか、そんな流れ程度なもんなんですか。相談に来た人は、退職されるかもしれない——されてから来る人もいるかもしれないけど——106件もある。賃金ももらっていない。解雇されるかもしれないという人が36件もある。そういう人が相談に来て、未払いの賃金をもらえましたよとか、解雇されずに済みましたよとか、そういう解決の見届けというか、確認はされていないということですね。受けっぱなし。

○阪本労働委員会事務局長 延べ511件、私もこの4月から見ていると、本当に毎日たくさんの電話がかかっております。

ただ、ほとんどの場合は、愚痴を聞くような場合もありますし、そして多くは、先ほど課長が申し上げた労働局であったり、もしくは弁護士の方がおられる法テラス、実際の権限を持ったいろんな機関を紹介することで大体が解決しております。その中で解決できなかったところが、個別的事件に基本的には発展しており、受理していることが多うございます。

○外山委員 関連でいいですか。

早い話が、3ページの相談件数511件とか、内容別件数が897件ありますが、この中のほかに回せなかった、回さなかったり、ほとんどは解決していて、解決しないのが左の2ページの14件と18件になっているということですよ。深く追究して取り組んでいるのは14件と18件。それ以外は、ほとんど相談でクリアしているか、今

おっしゃった弁護士あるいはほかの機関に行っているということですか。

○米澤調整審査課長 委員のおっしゃるとおりかと思います。相談を受けて、労働基準監督署とか権限のあるところを紹介いたしまして、そちらに相談されて解決するというのも多いと思いますし、監督署に行くまでもなく、私ども、あっせんという制度がございますので、お互いに納得いくまで話し合っ解決したいという方は個別のあっせん制度を利用されるということでございます。

○外山委員 わかりました。そういうことですね。

結局、その処理し切れなかった分だけが、2ページの18件と14件に、継続して残っている。あとは、ほとんどがほかに移ったか、相談で納得したと理解しているんですね。重複しますが、そういうことですね。

○米澤調整審査課長 納得されたか、解決していただいたか、あるいはもう次のステップに進もうとされないかということが含まれているかと思います。

○外山委員 わかりました。

○坂本副主査 4ページの処理件数の推移のところでちょっと気になるのが、前年度、前々年度に比べて、平成30年度は労働相談件数が511件とかなりふえているように思うんですけども、これについては、例えば、それだけ労働現場でトラブルがふえているということなのか。それとも、労働相談がしやすい窓口等の拡充とか、そういった環境が整ってきて、相談しやすいことで、こういったことになっているのか。もしくは、特に今の結果を見ると、世間の風潮で、労働者の方たちがやっぱりそういったことに敏感になって、何でも発信しようとしているの

か。その辺はどのように分析されているか教えてください。

○米澤調整審査課長 委員のおっしゃられるように、労働者側の意識がかなり高くなっているのもあるかと思います。

それと、私どももPR活動を通じて、労働委員会のあっせん制度とか労働相談とか、そういう形でPRさせていただきましたので、それがある程度、労働相談の増加という形で出てきているのかなと分析しております。

○坂本副主査 実際に現場でそういったトラブルがふえている傾向にあるわけではないと見ておられるということですか。

○米澤調整審査課長 先ほどもありましたが、最近、働き方改革や人手不足の関係で、なかなか人手不足が解消しなかつたりしますと、退職させてくれないとかいう問題も起きてまいりますし、仮に労働者側の意識が高まって転職、転職という形でやってまいりますと、今度は残された方々の労働的な負担がふえて時間外残業がふえとか、そういう形で労働相談がふえる傾向にはあるのかなと考えております。

○日高主査 ちょっといいですか。

この表ですけれど、(4)の処理件数の推移を最初に持ってくればわかりやすいかなと思しました。

○米澤調整審査課長 ありがとうございます。検討してまいりたいと思います。

それと、労働相談について1つ補足させていただきますが、労働相談は511件ありますが、匿名の方がかなりいらっしゃって、こちらで追跡できないとか、電話を教えていただけないという案件もかなりな数にのぼっております。

○日高主査 匿名も入るんですね。

○中野委員 自分の感想ですが、今、人手不足

の時代に、労働相談にあるようなことをする経営者は本当に時代錯誤も甚だしいと思うんです。こんなことすれば、そこで今働いている人も嫌がって辞めていく、ましてや、そこで再度雇用もできない状況になると思うんです。そういう現象はないですか。どう思われますか。

○米澤調整審査課長 委員のおっしゃるとおりでございますけれども、使用者側、経営者側の意識が低いというのもございますが、労働者側から個別に相談をいただきますと、自分がどういう労働条件で働いているのかを雇用の最初の段階で確認されていない方もいらっしゃいまして、自分の労働条件が具体的にどうなのかを把握していない例が多々ございます。それらも、今度は逆に、時代錯誤とおっしゃったかもしれませんが、経営者側のそういう態度になってきているのかなど。今のよう、労働者側の意識が徐々に高まっていきますと、それも改善されていくのかなという気はいたします。

○中野委員 こういう時代に、今、私が言ったような雇い主や事業主、企業があるということだから相談があるんですね。講演会とかいろいろあると思うんですが、そういう企業を指導する機関はどこですか。皆さん方は、それはできないんですか。

○米澤調整審査課長 私ども労働委員会には、特に労働基準法ですが、それについての指導権限というのはございませんで、労働基準監督署が、労働基準法あるいは労働安全衛生法に関する権限を持っておりますので、具体的な指導は労働基準監督署が行うということになるかと思えます。

○中野委員 30年度はかなりふえているから、人手不足になってふえたことは、心外なんです。人手不足が進めば、またふえるのかどうか、令

和元年度がどうなのか。実態については、横の連携で、今言われた指導機関とも連携され連携はとられているんですか。

○米澤調整審査課長 労働局とは、関係の相談機関として連携はとっているところであります。

○山下委員 技能実習生とか、外国人の労働者がふえているんですが、外国人に絡んだ相談は全くないですか。

○米澤調整審査課長 外国人の実習生からの相談というのはございません。

○山下委員 外国人を雇用している人たちもですか。

○米澤調整審査課長 *外国人の労働者についての相談は、今のところ、来ておりません。

○山下委員 会社側からも、労働者側からも。

○阪本労働委員会事務局長 今のところ、まだありません。

ただ、全国的にはかなりふえてきておりまして、実は全国の労働委員会の会議の場でも、外国人からのいろんな相談であったり、場合によっては事件を今後どうするのか。例えば通訳をどうしたらいいのかとか、そういったことは、今、議論を進めているところでございます。

それともう一つ、前後しますけれども、中野委員からも御指摘がありましたが、パワハラがふえ、実はこれも本当に最近の問題です。ことしも働き方改革の関連法案が4月から施行され、問題視されています。国のほうでも、先ほどおっしゃった、一体パワハラとは何ぞやと。昔は、これは指導だったんです。先輩からもしくは上司から後輩への指導だったと捉えられていたものが、いや、それはパワハラだという、新しいといいましょうか、概念ができ始めています。

※次ページに訂正発言あり

国においても、パワハラとは何かを定義づけようということで、今、指針の策定が国のほうで行われているのが1つ。

それともう一つ、対策としましては、ことし4月に施行された新しい働き方改革関連法案の中で、パワハラがあった場合はそれにちゃんと対処しなさいと、対処が義務づけられることになりまして、大企業が先に、中小企業についても来年度以降、義務づけられることになっております。パワハラに関する問題が顕在化し、法制度の中でも取り上げられつつある現状でございまして、ちょうど今、過渡期にあるのかなと考えているところでございます。

○山下委員 今までは、仕事を覚えて、厳しい指導を受けながら一流の技術者になろうとか、職場で上を目指して努力して頑張っていこうという状況だったんです。今、どっちかという労働者が強くて、ちょっと厳しく指導を受けると、すぐ労働基準監督署にパワハラだとか報告したり、雇う側がどっちかという非常に厳しい環境にあるんです。

やっぱり、皆さん方も、そこは精査しながら雇う側の理解もしていけないと。わがままを通していくことになると、本当にその人のためになるのか、そのの見きわめはちゃんとしていけないといかんのかなと思っています。

○阪本労働委員会事務局長 まさにそこが、我々も個人的には非常に悩ましいところです。あるべき姿を、ちょうど今、国を挙げて検討しているところでございますので、そういった状況を見ながらも、しかし我々も健全な宮崎県の経済活動のためには、雇用者、使用者側も守るといのはちょっと語弊がありますけれども、考えなくてはいけないと思っております。その対応についても、また今後、研究を進めてまいり

たいと考えております。

○米澤調整審査課長 済みません、外国人の労働者からのあっせんについては過去に1件だけございまして、労働条件についてのあっせん申請が上がっております。

○日高主査 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時42分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

それでは、商工観光労働部の審査を行います。

まず、部長より、平成30年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○井手商工観光労働部長 商工観光労働部でございまして、座って説明させていただきます。

平成30年度決算につきまして御説明させていただきます。

お配りしております決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

上のほうになりますが、この施策体系表でございまして、県総合計画、未来みやざき創造プランのアクションプランにおける分野別施策のうち、商工観光労働部に関連するものを記載したものであります。

主な施策の概要につきましては、主要施策の成果に関する報告書で説明させていただきたいと存じます。

商工観光労働部のインデックスのところ、187ページをお開きください。

187ページ、一番上の人づくりについてであり

ます。

1、多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会の(1)国際化への対応につきましては、県に配置しております国際交流員による各種国際交流活動などを通して、県民の国際理解の増進を図りましたほか、多文化共生地域づくりのため、県内の外国人住民を対象に日本語講座や防災講座などの開催の支援を行いました。

また、外国人留学生等を対象とした企業就職セミナーや企業訪問バスツアーの実施など、就職促進に取り組むとともに、本県と台湾、韓国、香港等、多様な交流を推進するため、民間レベルでの交流を支援するとともに、台湾桃園市主催の博覧会におきまして県産品や観光のPRを行いました。

次に、その下の四角囲み、産業づくりでございます。

1、多様な連携により新たな産業が展開される社会、(1)産業間・産学金官連携による新事業・新産業の展開につきましては、東九州メディカルバレー構想に基づき、県内企業の医療機器関連産業への新規参入から取引拡大に向けた支援などに取り組むとともに、今後成長が期待されるスポーツ・ヘルスケア産業への参入を促進するためのセミナーなどを開催いたしました。

その下の、2、創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会の、まず(1)工業の振興についてであります。これにつきましては、187ページから188ページにそれぞれ事業を記載しております。

小規模企業の振興を図るため、商工会等による経営指導や講習会や研修会等の事業に取り組んだほか、専門家派遣や事業承継相談員の訪問活動などによる経営基盤の強化や、また都市部

プロフェッショナル人材の採用の促進、みやぎ若手経営者養成塾の開催による地域の中核となるリーダーの創出に取り組んだところでございます。

また、産学官による共同研究の促進により企業の製品の開発等を支援するとともに、宮崎県産業振興機構のノウハウやネットワーク等を生かした県内中小企業の新事業展開や販路開拓、経営支援などに取り組みました。

このほか、地域経済を牽引する中核企業の育成を図るため、産学金労官13機関で構成する企業成長促進プラットフォームによる成長期待企業への集中支援などを行ったところであります。

さらには、工業技術センター、食品開発センターにおいて、研究開発や県内企業への技術支援を行ったところであります。

また、企業立地につきましても、本県の地域特性を生かした産業集積を目指し、フードビジネス関連産業など6つの重点分野に力点を置いた誘致活動を展開するとともに、地域総合整備財団のふるさと融資を活用し、大規模立地企業の新工場建設に対する無利子貸し付けを行い、設備投資の促進を行ったところであります。

次に、そのページの下段のほうになりますが、(2)商業・サービス業の振興についてであります。

市町村等が行います商店街再生のための取り組みに対する支援やまちづくりを担う商店街リーダーを対象とした研修会等の開催による人材育成に努めましたほか、ICT企業の経営・技術力強化研修等を実施いたしまして、ICT産業の活性化に必要な人材の育成に取り組んだところであります。

また、県産品の振興を図るため、海外においては、香港で開催された海外食品見本市への出

展、シンガポールでのみやぎきフェアの開催など、県内企業の海外展開を支援いたしました。

国内においては、リニューアルオープンした新宿みやぎき館KONNEを積極的に活用しまして、市町村や県内企業・団体とも連携しながらさまざまなイベントを開催するなど、本県の食を初めとする魅力の発信、県産品の販路開拓等に取り組んだところでございます。

続きまして189ページ、3、活発な観光・交流による活力ある社会の(1)観光の振興でござります。

宮崎版DMOを推進するため、観光みやぎき創生塾を実施し、人材の育成等や市町村と連携した着地型旅行商品の磨き上げに取り組んだほか、MICEの誘致を図るために、開催支援やキーパーソンの招聘などの誘致活動に加え、宮崎MICEアンバサダー会議等による推進体制の強化などに取り組んだところであります。

誘客対策といたしましては、国内対策としまして、旅行博への出展PRなどの認知度向上対策や旅行会社等へのセールスプロモーション、また航空会社等とタイアップしたプロモーションなどを実施しましたほか、インバウンド対策としまして、本県と直行便のある韓国、台湾、香港などでのセールスプロモーションやモニターツアーによる旅行商品造成支援などを実施し、誘客促進に取り組んだところであります。

さらには、スポーツランドの推進といたしまして、合宿誘致セミナーの開催を初めとしたスポーツキャンプ・合宿の誘致や、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の受け入れ誘致にも積極的に取り組んだところであります。

次に、(2)県境を越えた交流・連携の推進であります。

南九州3県で連携し、教育旅行の誘致セール

スや香港でのプロモーション、イギリス旅行メディアへの情報発信などを行い、誘客を図ったほか、東九州観光PRや新たな周遊ルートの確立など、東九州自動車道を生かした北部九州や中四国からの誘客促進に大分県と連携しながら取り組みました。

次に、4、経済・交流を支える基盤が整った社会の(1)産業を支える人財の育成・確保につきましては、小中学生の技能への関心を高めるため技能体験教室を開催したほか、若年技能者等に対する熟練技能者による技能講座の開催などによりまして、技能承継や次世代人材の確保に務めたところであります。また、産業技術専門校におきまして、中学・高校の学卒者等に対する職業訓練を実施するとともに、離職者等が再就職に必要な技能・知識を習得できるよう委託訓練を実施したところであります。

次に、その下の(2)就業支援と職場環境整備についてであります。

これにつきましては、190ページまで事業を記載しております。

高校生の県内就職を促進するため、高校生が県内企業の魅力に直接触れる学年別の企業ガイダンス等の開催や、高校と企業のネットワークづくりに取り組むとともに、首都圏等からのUIJターンを促進するため、県内外において就職説明会を開催したほか、ふるさと宮崎人材バンクを活用したマッチングにも取り組みました。

さらに、働きやすい職場づくりを促進するため、仕事と家庭の両立応援宣言企業の登録促進や啓発活動を行いましたほか、働きやすい職場、ひなたの極認証制度を創設し、普及・啓発を図りました。

主な施策につきましては、以上でございます。

決算特別委員会資料に戻っていただいて、2

ページをごらんください。

平成30年度決算事項別明細総括表でございます。平成30年度の当部の歳出の決算状況について御説明させていただきます。

この表、上の段になりますが、一般会計、下から5段目のところに計の欄がございます。予算額402億3,213万6,000円、その右でございますが、支出済額354億8,927万9,350円、翌年度繰越額は5,822万3,000円、1つ飛びまして、不用額46億8,463万3,650円、執行率が88.2%、その右になりますが、翌年度繰越額を含む執行率は88.4%となっております。

次に、その下の特別会計でございます。

下から2段目の行、計の欄になりますが、予算額6億4,833万2,000円、支出済額4億5,556万6,031円、不用額が1億9,276万5,969円、翌年度繰越額を含む執行率としまして、一番右ですが70.3%、そして一般会計と特別会計を合わせました部の合計といたしまして、一番下の欄でございますが、予算額が408億8,046万8,000円、支出済額359億4,484万5,381円、翌年度繰越額は5,822万3,000円、不用額48億7,739万9,619円、執行率87.9%、翌年度繰越額を含む執行率は88.1%となっております。

あと、この資料の最後のページ、22ページをごらんください。

監査における指摘事項等についてでございます。

指摘事項等につきましては、改めて職員への指導を徹底するとともに、複数人によるチェック体制を強化するなど改善に努めたところでありますが、今後ともより一層の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、別冊になりますが、監査委員から提出されております平成30年度宮崎県歳入歳出決算

審査意見書におきまして、2件の意見・留意事項等がございました。これにつきましては、後ほど各事業の詳細とあわせて関係課長から説明をいたします。

私からの説明は以上でございます。

○日高主査 部長の概要説明が終了いたしました。

これより商工政策課、企業振興課、企業立地課の審査を行います。

平成30年度の決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○内野商工政策課長 商工政策課の平成30年度決算につきまして御説明いたします。

お手元のA4横、決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

当課は一般会計と特別会計がございます。

一番左側の一般会計の欄、一番上の商工政策課のところをごらんください。

まず、予算額が282億8,105万9,000円、右隣の支出済額が237億7,148万3,854円、右から4列目の不用額が45億957万5,146円、執行率は84.1%であります。

次に、表の下側の特別会計ですが、下から4段目の商工政策課の欄でございます。

予算額4億7,919万3,000円、支出済額2億8,675万8,884円、不用額1億9,243万4,116円で、執行率は59.8%であります。

次に、資料4ページ、商工政策課のインデックスのところをお開きください。

目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

まず、表の中ほどの(目)商業振興費でございます。

不用額が45億677万1,658円となっておりますが、そのほとんどが次の5ページの上から4段目の貸付金の執行残45億円でありまして、これは中小企業融資制度貸付金のうち、大規模な自然災害や急激な景気の悪化等へ対応するために予算を確保しておりました緊急対策枠の45億円について、対応が不要であったことから執行残となったものでございます。

次に、6ページの一番上、(目)工鉦業振興費でございます。

不用額が151万7,916円となっておりますが、これは主に「世界へ尖レ」みやざき産業人財育成事業における委託料の執行残であります。

資料の7ページをお開きください。

特別会計の(目)小規模企業者等設備導入事業助成費であります。

不用額が、一番上、1億9,243万3,544円となっておりますが、これは主に貸付金の執行残で、次年度以降の貸付原資として、全額を令和元年度に繰り越しております。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

別冊の平成30年度宮崎県歳入歳出決算書をざらんください。

ページは特別の1というページ表記になっております。

小規模企業者等設備導入資金特別会計であります。

上のほうの表の一番下、歳入合計欄でございますが、左から4列目の調定額5億8,309万1,013円、右隣の収入済額4億7,919万4,560円、1つ飛びまして、右隣の収入未済額1億389万6,453円となっております。

特別会計の歳入決算は以上であります。

次に、主要施策の成果に関する報告書につい

て御説明いたします。

青いインデックスの商工政策課のところ、191ページをお開きください。

産業づくりの2、創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会であります。

ページ中ほどからの表、施策推進のための主な事業及び実績により御説明いたします。

まず、改善事業、中小企業融資制度貸付金であります。

これは、金融機関、信用保証協会と連携し、低利の事業資金を円滑に提供するためのもので、30年度は219億5,934万2,000円の原資を金融機関に預託いたしました。一番右側の欄、主な実績内容等の欄ですが、新規融資実績は923件、107億508万円となっております。

その下、中小企業金融円滑化補助金は、県の中小企業融資制度を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減を図るため、信用保証協会に対し、保証料の一部を補助するもので、30年度は5,976万5,000円の補助を行いました。

次の信用保証協会損失補償金は、県融資制度の代位弁済によって生じた信用保証協会の損失分につきまして、損失補償契約に基づき補償を行ったものでございます。

次の中小企業団体中央会等補助金は、県中小企業団体中央会に対して、指導員等の人件費や組合指導事業への補助を行ったものであります。

192ページをお開きください。

表の一番上、小規模事業経営支援事業費補助金は、商工会、商工会議所に対しまして、経営指導員等の人件費や経営改善普及事業等への補助を行ったものであります。

次の小規模企業総合支援は、商工会等に対し、人材育成等に関する小規模企業向けの講習会の実施や地域振興のためのイベントの開催などへ

補助を行ったものであります。

次の中小企業等経営基盤強化支援では、商工会等に設置いたしました経営支援チーム活動や税理士等の専門家の派遣を通し、中小企業等の事業強化や新分野進出、創業等に向けた取り組みを支援するとともに、事業承継相談員を配置し、商工会等が行う事業承継の取り組みを支援したものであります。

一番下のプロフェッショナル人材戦略拠点運営であります。拠点マネジャーが県内企業を訪問しまして、県内企業の求人ニーズを明確にした上で、民間人材ビジネス事業者に取り次ぐことにより、県内企業と都市部プロ人材とのマッチングを支援いたしました。30年度は118件の求人があり、マッチングによる採用者人数は28人となっております。

193ページをごらんください。

「世界へ尖レ」みやざき産業人財育成は、みやざきスタートアップ事業により新たな雇用を生み出す成長性の高いベンチャーを発掘・育成するため、創業予定者等に対しセミナーやビジネスプランコンテストの開催、商談会への出展支援など販路開拓や資金調達等を支援しますとともに、みやざき若手経営者養成塾や新事業展開応援塾を開催し、明確な経営理念や成長戦略をもって新事業へ果敢にチャレンジする若手経営者などを養成する取り組みを行ったところでございます。

次のみやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備資金貸付制度の原資として産業振興機構に対し、1億2,500万円を貸し付けたものであり、機構において17件、1億1,830万円の設備導入資金の貸し付けを行っております。

196ページをお開きください。

(2) 商業・サービス業の振興の、表の地域商業再生支援であります。商店街再生のための事業に対する助成及びまちづくりを担う商店街リーダーの育成などを行ったものであります。30年度は、宮崎市や延岡市など4市1町の5事業に対して助成を行い、リーダー育成研修会等を実施したところであります。

主要施策の成果については以上であります。

最後に、別冊の平成30年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の35ページをお開きください。別冊のA4縦の冊子でございます。

小規模企業者等設備導入資金特別会計について、ページの一番下、意見・留意事項等の欄にありますとおり、貸付金の収入未済額につきまして、今後も引き続き償還促進について努力が望まれるとの意見であります。

収入未済額につきましては、訪問や文書催告等により回収に努めているところであり、ページの下の方のイにありますとおり、平成30年度は50万円を回収したことによりまして、収入未済額は1億389万6,453円となっております。

引き続き償還促進に努めますとともに、要件を満たした債権につきましては、不納欠損処理についても検討してまいります。

なお、監査における指摘事項につきましては、特に報告すべき事項はございません。

商工政策課は以上であります。

○矢野企業振興課長 企業振興課の平成30年度決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。企業振興課は上から2段目の欄でございます。

予算額は32億2,115万4,000円、支出済額は32億671万131円で、不用額は1,444万3,869円、執行率は99.6%であります。

次に、資料の8ページ、企業振興課のインデックスのところをお開きください。

目の不用額が100万円以上のものについて御説明をいたします。

まず、下から6段目の(目)工鉱業振興費であります。

不用額が861万9,656円となっておりますが、主なものは、次の9ページの上から5段目の負担金・補助及び交付金であります。これは、産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業における補助事業の実績確定などに伴う執行残であります。

次に、中ほどの(目)工業試験場費であります。

不用額が488万3,908円となっておりますが、主なものは、次の10ページの上から2段目の工事請負費であります。これは、工業技術センターの消防設備改修工事などに係る執行残であります。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

お手元の報告書の企業振興課のインデックスのところ、197ページをお開きください。

産業づくりの1の(1)産業間・産学金官連携による新事業・新産業の展開であります。

表の2段目の東九州メディカルバレー医工連携ステップアップでは、医療機器関連産業への参入や販路開拓を支援するコーディネーターの配置、医療関連技術と機器のパッケージによる海外展開などにより、県内企業の新規参入から取引拡大に向けた支援を行ったところであります。また、宮崎大学の寄附講座を中心に、企業との医工連携による研究開発を支援することにより、医療機器関連産業の振興を図ったところであります。

続きまして、表の一番下の新規事業、スポーツ・ヘルスケア産業モデルビジネス支援では、今後成長が期待されるスポーツ・ヘルスケア産業への参入を促進するため、機運醸成を図るセミナーを開催するとともに、本県の強みである食分野を中心にスポーツチームが求める商品づくりのための勉強会やマッチング会などを開催したところであります。

次に、199ページをお開きください。

2の(1)工業の振興であります。

表の一番下のイノベーション促進・新事業創出推進では、県内中小企業における新技術や新商品の開発を図るため、13の分野において産学金官で構成する研究会を開催するとともに、大学や公設試等との共同研究開発に対する支援や、国内外の企業や研究機関とのネットワークを持つ専門のコンサルタントを活用して、県内のすぐれた技術の発掘や育成を行ったところであります。

200ページをお開きください。

表の2段目、産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進では、地域経済を牽引する中核企業の育成を図るため、13の関係機関で構成する企業成長促進プラットフォームにおいて、将来中核企業になることが期待される企業として22社を成長期待企業に認定し、伴走型の集中支援を行ったところであります。

一番下の東九州自動車道を生かす～自動車産業等販路開拓・競争力強化では、自動車産業関連企業が集積する北部九州に北部九州フロンティアオフィスを設置し、県内企業に営業活動の拠点として提供するとともに、アドバイザーなどによる支援をあわせて本県企業の取引拡大に取り組んだところであります。

201ページをお開きください。

表の一番上の食品製造業者販売力向上では、県内外の卸売業者等から県に寄せられる取引相談情報などを一元的に集約・管理し、県内食品製造業者と効率的にマッチングを行うためコーディネーターを配置するとともに、平成27年4月に施行されました食品表示法に対するためアドバイザーを設置し、加工食品の表示作成に対する支援を行ったところであります。

その下の工業技術研究開発及び食品開発センター研究開発では、工業技術センターにおいて生のカンショを長期貯蔵するため、貯蔵庫内を適切な温度と湿度で管理する技術の研究など12テーマの研究開発を行ったところであります。食品開発センターにおいては、食品に活用可能な微生物のデータベースを構築し、食品開発などへの活用を図るための研究など11テーマの研究開発を行ったところであります。また、それぞれのセンターにおいて、企業からの依頼試験や技術相談等に対応したところあります。

次に、204ページをお開きください。

(2)の商業・サービス業の振興であります。

表のICT産業基盤強化であります。ICT産業を担う人材の養成を図るため経営力や技術力向上のための研修を実施するとともに、本県ICT企業の販路拡大を図るため、首都圏のICT企業との商談会の開催を行ったところあります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

次に、監査における指摘事項等についてであります。

決算委員会資料にお戻りいただきまして、22ページをごらんください。

(1)支出事務の一番上、工業技術センターであります。備品修繕について、請書が提出

されているにもかかわらず支出負担行為の行われていないものがあつたとの指摘であります。

これは、約80万円の備品の修繕におきまして、契約の相手方から契約書のかわりとなる請書の提出があつた際に必要であつた支出負担行為の整理を行っていなかったものであります。

今後は同じような指摘を受けることのないよう、支出負担行為の整理が必要であるものについては、契約の相手方を決定する書類にその旨を記載するとともに、支出負担行為の整理状況を一覧表にして、複数の職員が確認することで業務管理の徹底とチェック機能の強化を図ってまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

企業振興課は以上でございます。

○山下企業立地課長 企業立地課の決算に関して御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

企業立地課は上から4段目の欄であります。

当課の平成30年度一般会計の決算額は、予算額36億2,310万1,000円、支出済額35億8,648万3,249円、不用額3,661万7,751円、執行率は99%であります。

次に、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

なお、執行率が90%未満のものはございません。

企業立地課のインデックスのところ、15ページをお開きください。

ページ中ほどの(目)工鉦業振興費であります。不用額3,660万7,826円となっております。

主な理由について御説明いたします。

まず、工事請負費についてであります。こ

れは宮崎フリーウェイ工業団地の維持管理に伴う災害復旧など、緊急に要する経費に不用額が生じたことによるものであります。

次に、負担金・補助及び交付金についてありますが、これは企業立地促進補助金の交付におきまして3,317万7,000円の不用額が生じたものであります。

この補助金は、立地企業の新規雇用や設備投資などの実績に応じて支払うもので、毎年度、次年度に申請資格のある立地企業に対しましてあらかじめ申請の有無と見込み額を確認の上、予算を計上しておりますが、平成30年度に補助金の申請を予定しておりました立地企業のうち、一部の企業が補助金の申請を見送りましたことや申請額が当初の見込み額を下回りましたことなどにより、執行残が生じたものであります。

次に、主要施策の成果に関する報告書の企業立地課のインデックスのところ、213ページをお開きください。

産業づくりの2の(1)工業の振興であります。

施策推進のための主な事業及び実績の表のうち、上から2段目の企業誘致推進ネットワーク強化であります。

本県の企業立地環境を広く企業に理解していただくことは立地に向けての第一歩であり、積極的な企業訪問を行っていくことが大変重要であると考えております。このため、企業立地課を初め、東京、大阪、福岡の各県外事務所の職員に加え、各業界に関する知識や人脈等が豊富で、幅広く企業にアプローチできる企業に企業誘致コーディネート業務を委託しております。30年度は、関東エリアの1企業、中部・関西エリアの1企業に委託し、延べ214の企業訪問を行ったところであります。

次に、一番下の新規事業、先端産業高度化支援であります。

この事業は、本県産業の高度化や高付加価値化に資する企業を支援するため、一般財団法人地域総合整備財団の地域総合整備資金貸付事業、いわゆるふるさと融資制度を活用し、先端産業分野における大規模立地企業、具体的には航空機部品を製造する宮崎日機装株式会社に対しまして、新工場建設や設備投資の資金の一部を無利子で貸し付けたものであります。

次に、214ページをごらんください。

企業立地促進補助金であります。30年度は補助金の申請のありました39企業に対しまして、設備投資額や新規の雇用者数等の実績に応じ補助金を交付したものであります。

次に、施策の進捗状況であります。新規企業立地数等につきまして、実績を記載しております。

先ほど説明しました事業など、さまざまな企業立地活動を展開した結果、平成30年度までの累計で、企業立地件数は184件、うち県外企業が82件で、企業立地による最終的な雇用創出数は7,160人となったところであります。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

企業立地課の説明は以上であります。

○日高主査 説明が終了いたしました。

質疑はございませんか。

○中野委員 委員会資料の5ページの貸付金の不用額45億円は主要施策の成果に関する報告書の191ページに細かく説明してありますが、この不用額になった45億円は、融資しなかったということですか。

○長倉経営金融支援室長 この45億円の不用額について御説明いたします。

これは、中小企業融資制度における金融機関への原資貸付金のうち、大規模災害等の危機事象に迅速に対応するために、緊急対策枠として当初予算で50億円を措置したものでございまして、うち5億円を預託しまして、残りは、大規模災害等のニーズが幸いになかったものですから執行残となったものでございます。

○中野委員 わかりましたが、令和元年度はかなり予算が増額されますよね。30年度の264億円が、令和元年度は326億円にふえているんですけども、45億円執行できなかったのに、本年度はこんなにふえましたが、何か理由があるんですか。

○長倉経営金融支援室長 主要施策の成果に関する報告書の191ページの中小企業融資制度貸付金の平成30年度予算額にあります264億円余は最終予算額でありまして、2月補正後の予算額とになっております。主な実績内容等の欄にある令和元年度予算額は、当初予算額であります。

平成30年度の当初予算額では346億円余を措置しておりまして、それと比べますと、令和元年度の予算額は20億円減額して措置していることになります。(発言する者あり)

もう一度御説明いたします。

平成30年度の予算額の推移でございますけれども、平成30年度当初予算では346億8,166万7,000円を措置しておりまして、2月補正で82億円減額して、ここに記載しております264億5,934万2,000円の最終予算額となったものであります。

○中野委員 わかりました。すごく減額補正が多かったんですね。

次に、このページで質問しますが、信用保証

協会損失補償金が予算額574万5,000円で、574万5,000円が決算額ということは、さっき代位弁済という説明をされましたが、右に書いてある34件に代位弁済した金額が574万5,000円ということですか。

○長倉経営金融支援室長 この信用保証協会損失補償金につきましては、一番上の中小企業融資制度貸付金による融資制度を利用しました中小企業に代位弁済が生じた場合で、信用保証協会が代位弁済をした場合に、保証協会が保険もかけておりますが、そういった保険金等で補填されない部分の信用保証協会の損失について、一定割合を県が補償しているものでございます。

○中野委員 それはわかる。この34件の分を県が代位弁済したんでしょう。さっき代位弁済と言ったよ。

○長倉経営金融支援室長 30年度の損失補償実績34件については、信用保証協会の代位弁済によって信用保証協会の損失が確定した部分について補償しているものですが、実際には、平成29年度に信用保証協会が代位弁済をして、その後、保険金等で補填された分を差し引いたものについて、一定割合で計算して、30年度に補償したものでございます。

○中野委員 平成29年度に信用保証協会がこげついたから、保険金を請求した。それも不足した分を県が損失補填をしたということですか。

○長倉経営金融支援室長 そうでございます。

○中野委員 それを、さっきの説明では代位弁済しましたって聞こえましたが、代位弁済だったんですかということを知りたいんです。

○長倉経営金融支援室長 信用保証協会が代位弁済したものについて、保険金等で補填されない部分の損失について、県が補償したものでございます。

○中野委員 代位弁済ではなく、完全に補償したということですか。さっきは代位弁済と説明されたと思ったけど。

○内野商工政策課長 私が先ほど申し上げたのは、県の融資制度の代位弁済によって生じた保証協会の損失分と申し上げまして、県が代位弁済したということではなくて、信用保証協会のほうで代位弁済をしたという意味で申し上げました。

○中野委員 では、この金額574万5,000円には求償権は発生しないんですね。完全に補償しっぱなしで、回収する見込みはないと見ていいんですか。

○長倉経営金融支援室長 損失補償しましても、信用保証協会の貸し付け先に対する求償権は残りますので、その後、求償によって回収できた部分については、県に対しても歳入が生じるものでございます。

○中野委員 保証協会に求償権があって、県が払った分について、県に求償権はあるんですか、ないんですか。

○長倉経営金融支援室長 信用保証協会が代位弁済しておりますので、求償権については信用保証協会が持つものでございます。

ただ、信用保証協会の損失について県が損失補償金を払っておりますので、間接的に、県にも信用保証協会が回収した分については戻ってくるというものになります。

○中野委員 あんまり難しく答弁されるからこんがらがってしまいますが、信用保証協会が代位弁済しましたよね。それで、保険金請求したけれども、まだ代位弁済した金額が574万5,000円残っていたんですか。そういう見方ではないんですか。その残っていたお金を、県が損失補償したということではないんですか。

○長倉経営金融支援室長 平成29年度に信用保証協会が代位弁済した額のうち、県が補償する対象としての金額が2億1,400万円余ございました。その代位弁済額から日本公庫からの保険金等を差し引きまして、それに一定割合を計算しまして、県が補償した金額が574万5,000円になっております。

○中野委員 言いたいのは、代位弁済が発生すれば、いずれ求償権もあるだろうから、補償した分の回収ができるのか、できないのか。それとも、そのまま支払いっぱなしになるのか、単純に言えばそこを聞いたかったんです。それで、さっきは私が代位弁済と聞き違えたもんだから、じゃあ、求償権が発生したんだなと思って、そのことを質問したんだけど、回りくどい説明されたのでこんがらがってしまいました。

要は、県が払ったものが回収できるのか。代位弁済したんだったら求償権が発生しますから。かわりに払ったんだから。そうであれば、後日また債務者が支払えば、幾らかを回収できるのか。それとも、もうそういうことはせずに、実際は償却というか、保険金まで請求したから、もう全く回収の見込みもないからしないのかなと思ったんです。その金額が574万5,000円だと思ったんです。回収される可能性もあるんですか。

○長倉経営金融支援室長 そうでございます。

○中野委員 それで、30年度は、損失補償額がさっき言った574万円なのに、令和元年は予算が1億5,500万円にふえていますよね。見込みがかなりの金額ですが、これもまた、2月補正で減額補正という形になるんですか。当初予算では1億円近い予算がついていたのが、減額予算して500万円になったということですか。

○長倉経営金融支援室長 平成30年度の当初予

算についても、令和元年度予算額と同額の1億5,500万円を措置しておりました。

○中野委員 2月議会で減額補正したんですね。何か、翌年度はすごいふえるなどと思って。

それなら、こういう決算書をつくる時には、当初予算はこうでした、そして補正後の予算はこうでしたという——それを見ないと、誤解して質問してしまいます。それは、部長、次長の段階ですけどね。

○横山商工観光労働部次長 当初予算は記載しておりません。

確かに、御指摘のようにちょっとわかりにくい部分もあるのかなと思いますけれども、議決いただいた予算額ということで最初に載せるルールで全庁的にやっております、御理解をいただきたいと思います。

○中野委員 途中で減額補正を我々が審議して認めたとはいえ、えらい、この——制度が悪かったということですからね。当初の見込みが悪かった。補正をかなりしたんですから。見込み違いがかなりあって、その見込み違いに2月議会で気づいたから、それを減額補正して、そして計画どおりの決算になりましたというのを見せつけたと一緒ですから。不用額がその分だけ少なくなるんですから。だから、当初予算からすると見誤りが——これは見誤りですか。不用といえば不用だけれど、見間違いだったということですか。

○横山商工観光労働部次長 補償関係ではございますので、かなり余裕を見て当初予算を組む。そして、実績を見ながら、2月で調整させていただく形をとっていると認識しております。

○長倉経営金融支援室長 中小企業融資制度につきましても、実際のところ、県の融資制度の利用実績は少し減っている状況でございます。

理由としましては、金融機関のほうが日銀の金融緩和政策や、金融庁も担保補償に過度に依存しない融資を銀行に対して促進していること等もありまして、金融機関が比較的リスクをとりやすい状況で、金融機関によるプロパー融資のほうがふえているものと考えております。

ただ、県の融資制度の役割として、経済危機等に陥った場合に、中小企業者の皆様の信用リスクが大きくなった場合に、セーフティネットとして県の融資制度を構えておくことが重要だと考えておりまして、大きな経済危機、リーマンショック等の状況に陥りましても県の融資が十分に行えるような枠を、当初予算では確保しておくという考えのもとに、当初予算を組んでいるものであります。

○中野委員 私は、そんな答弁はいただけませんね。そういう状況になったときには、それこそ緊急に補正を組んで増額補正すればいいんじゃないですか。余り発生しないことを、当初からたくさん予算を措置しておいて、あたかも中小企業を多額で支援しますというような見せかけをするよりも、実際そうなったときには増額補正をして対応するほうがいいんじゃないですか。全部不用額で、そして決算審査のときにはそれが目に見えないような書き方をして、非常に精度の高いやり方でしてございましたというふうなふうにししか見えませんが。

○横山商工観光労働部次長 御指摘はよくわかります。

ただ、従来から、融資制度なり補償というところは、先ほど室長が説明しましたように、その時点に備えてというところがあって、かなり余裕持って予算を組む形にしております。

ただ、現実的に、近年ちょっと乖離も見られておりますので、御指摘を踏まえまして、また

検討させていただきたいと思います。

○中野委員 きょうも本会議で、某議員が不用額は幾らですかと自分の担当以外のところを質問して、幾ら幾らと言われたけれど、実際はその前に、ほかの部や課はどうかわかりませんが、不用額を2月の補正でぼんぼん削っておけば、決算審査のときに、余り不用額はなかったような印象づけになりますよね。そこを言いたいんです。だから私も誤解して、新年度はこんなにふえるのにとか、この表からだけでは見るわけです。実際は、2月の補正で減額補正をする。

あの減額は、増額があったり補正があったりしてトータルでは増額幾らというような決算ですから、全く数字は見えませんよ。そのときには説明したんでしょうけれども、表に出るときは、減額もかなりあって、増額もあって、そしてその差で、このときは商工観光労働部は増額だったのか、トータルでは減額だったのかわかりませんが、我々にはその差し引きで見せますからね。我々は、目くらましを受けているんです。こういう具体的な実績になったときには、ああ、こういうことだったのかとわかるだけで。

だから、私は会計の仕方がおかしいと思います。さっきはリーマンショックに沿って説明されたけれど、余り発生しないことです。事前にリーマンショックに合わせて当初予算を組むのではなくて、発生したり、そういう兆候があったときに、補正で対策を打つのが行政だと思うんです。

○横山商工観光労働部次長 基本的に御指摘のとおりだと思います。

先ほども申し上げたこととちょっと重なりますけれども、基本的には補正予算でどのようにさせていただくかは、特に2月の補正につきましては、執行状況をしっかり見ながら大きな不

用額が残らないようにという形で、ほとんどの事業はそのように精査をしながらやらせていただいております。そういう中で、融資なりのところは、さっき申し上げたように、不測の事態に備えてかなり余裕を見えています。確かに、リーマンショッククラスになりますと、さらに増額の補正も考えていけないと思っておりますけれども。

御指摘を踏まえまして、予算の組み方というところもまた検討させていただきたいと思いません。

○中野委員 こういうやり方は、ずっと昔からしてこられたんでしょう。旧態依然とした仕事をしている一言に尽きると思うんです。やっぱり改革して、現実に近い予算を立てて、そして執行して、それでも不足する場合は、増額補正を途中でするとか。あるいは減額も、大きな減額はしないような見通しで。そして、減額したものが、このときには目に見えないように我々に報告をするシステムになっていますから、それでは、我々は見えないわけです。そうすると、余り不用額はなかったように——さっきの金額も大きいなと思ったけれど、現実はまだ大きいということでしょう。

だから、もっと精度の高いもの、現実性のあるものにしてほしい。そして、使わないお金を含めてたくさん予算化して、ことしはトータルで予算は幾らになりましたとか、そういうことをしないように。

今年度も、肉づけを入れて6,052億円になりましたから。14年ぶりに6,000億円を超えたんでしょう。そうすると、こういうお金が入っていない。実際は6,000億円には至らなかったということですからね。すると、こんなことばかりしていれば、トータルで6,000億円台にはならな

かったのではないかな。これは見せかけの予算が多いような気がするんです。もっと現実性のある予算にしてほしいなと思うんです。

○井手商工観光労働部長 今、御指摘の点、県庁の中で、予算の組み方という意味ではいろいろ議論もしていかなければならないと非常に反省しながら聞いておりました。

予算の精度を上げるという意味合いでは、2月の補正については我々としても相当な数字の詰めをしながらやっております、今回の中小企業の金融制度の貸付金等の不用に関して言いますと、おっしゃるとおり、過去の例に基づいてこのぐらいの程度は残しておこうかという意味合いでの例えば46億1,000万円余というような数字になっております。ここについてももう一度精査をして、また財政当局とも話をしながら、精度の高い当初予算と2月の補正に取り組んでまいりたいと考えます。

○中野委員 もう一つ言えば、この貸付金も当初は346億円だったんです。それを補正して264億円にしたということは、それでも45億円不用が発生したんですから、当初予算からするとかなりの不用額になります。当初予算からすれば、130億円ぐらいの不用額が発生したと見れる金額ですから。だから、もっとその精度を高めてほしいなという気がします。

○日高主査 要望でいいですか。関連、ございませんか。

○窪菌委員 30年度の監査委員の歳入歳出決算審査意見書の35ページにある小規模企業者等設備導入資金特別会計で、これも今、中野委員が言ったのと同じような内容なんですけれども、収入未済額が約1億389万6,000円ということなんです。この収入済額の4億7,919万4,560円は、商工貸付金元利収入が主だと書いてあります。こ

の中の、歳出の不用額の約1億9,243万4,000円ですが、ア、イ、ウ、エとあるんですけれども、中身を詳しく教えていただけないでしょうか。

○長倉経営金融支援室長 小規模企業者等設備導入資金特別会計につきましては、中小企業者が共同して設備導入を行う場合の高度化資金、それと中小企業設備近代化資金等の貸付金を扱っている特別会計でございます。調定額、収入済額、収入未済額とありますけれども、貸付金について調定を立てまして、そのうち30年度に収入されたのが4億7,919万4,560円でございます、差し引きの収入未済額の欄で1億389万6,453円が未済、回収できていないということになっております。

この収入未済額の1億円余につきましては、過去の貸付金の延滞債権でありまして、延滞債権として4件残っているものでございます。

歳出のほうにつきましては、特別会計の歳出の不用額として1億9,000万円余が執行残として残ったものでございます。

この支出済額の内訳としましては、ウのところ、支出済額2億8,675万8,884円のうち、貸付金として、高度化資金貸し付けと設備導入資金の貸し付けで1億2,784万5,000円、あと償還金等の支出として、そこに記載のあるとおり支出しておりまして、予算現額から支出済額を差し引いた1億9,000万円余が不用額となっております。この不用額につきましては、特別会計の決算剰余金としまして翌年度に全額繰り越しをして、貸付金の原資にまた充てております。

○窪菌委員 歳入のほうで、収入未済額が1億389万6,453円ということですが、これは延滞等の4件分ということなんですけれども、これは回収の見込みはどうなっているんでしょうか。

○長倉経営金融支援室長 先ほど申しました延

滞債権の4件のうち1件については、貸付先は倒産しているんですけども、連帯保証人の方とコンタクトをとっておまして、訪問とか文書催告等によりまして、平成30年度は50万円の回収を行っております。

あと、残りの3件については昭和の年代等の貸し付けでありまして、貸付先は倒産、破産の状態にありまして、連帯保証人の方も所在不明等によって、回収が非常に困難な状況になっております。

○窪菌委員 随分昔の貸し付けということですが、本人も死亡なりあるいは行方不明というようなことも——やっぱりこういうものは、スピード感をもってやらないと、こういうことになってしまうんです。どこもそうなんです。例えば、倒産等になると、特に行方不明なんかが出ますので、こういった執行については気を引き締めてやっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○山下委員 報告書の192ページですが、ちょっと教えてください。

小規模事業経営支援事業費の約11億9,300万円、この実績内容等を見ますと、商工会等46団体への補助ということですが、商工会は県内に38だったと思うんですが、それ以外の団体はどういうものがあるんですか。

○内野商工政策課長 商工会が県内に35ございます。それから、商工会議所が9ございます。足して44。あと、商工会連合会、それから商工会議所連合会、足して46でございます。

○山下委員 この約12億円の振り分けをちょっと教えてくださいませんか。

○内野商工政策課長 振り分けというのは、各団体ごとの金額ということでしょうか。

○山下委員 今言われた35の商工会と9の商工

会議所、それから連合会を、大体でいいですから教えてください。

○内野商工政策課長 済みません。今、数字を探しますので、お待ちください。

○日高主査 ここで1回休憩をとります。3時10分再開をお願いします。

暫時休憩します。

午後2時57分休憩

午後3時7分再開

○日高主査 分科会を再開をいたします。

○内野商工政策課長 山下委員からの内訳に関する質問でございますが、各商工会ごとの数字ではなくて、商工会全体の数字でもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) 商工会全体の数字が6億5,100万余、それから、商工会議所が9つございますけれども、これの合計が3億9,900万余、それと、商工会連合会が1億2,400万余、商工会議所連合会が1,800万余となっております。

○山下委員 わかりました。

商工会議所は、資本の大きい人たちが中心の、都市部中心の商工会議所ですから、運営についてはそんなに私も考えないんですが、商工会関係、過去に、国の政策か何かわかりませんが、かなり定義づけが厳しくなりました、職員の配置、事務局長の配置基準が厳しくなって、地域の商工会の運営が非常に厳しい環境になってきていると。

商工会が35あるということでしたが、その意見交換です。出てくる意見はどういうふう集約しているか。

○内野商工政策課長 商工会としては、やはりいろいろと経営指導員の役割もふえてきておりますので、特に要望としては、よく増員という

話は来ます。ただ、一方で、当然予算の制約もございまして、35ある商工会の組織形態です。例えば、広域的な指導体制をとっていくのか、あるいは、昔やったような合併というやり方をやっていくのか、要は県内の商工会の組織のあり方というのに関わってきますので、人員の配置については、商工会からも、まだはっきり決まっているというような意見はなかなか出てきておりませんので、引き続き、今後、商工会の小規模事業者に対する支援の役割を踏まえながら、商工会連合会と35の商工会の指導員の配置をどうしていくのかについては、引き続き、意見交換をしていかないといけないと思っております。

○山下委員 今、課長も柔らかい言い方をしましたけれども、私どもも地方に住んでいますと、地域の中では、もう商工会しかないんです。何かイベントや地域おこしをやるとうき、企画、運営してくれるのは、もう商工会に頼らないと、ほかの組織はもうなくなってきているんです。

皆さん方が、今、進めようとしているのが、事務局長の配置を見直したり、ある程度考えないと、もう事務局長の配置はできませんよとか。非常に厳しい締めつけの中で、商工会の事業運営も体制がとりづらいという話が総会のたびに出ることが1点。

それと、皆さん方から組織整備を進めなさいという指導もある。だけど、私は都城なんですけど、やっぱり地域が離れていて、合併したところとか、どうしても連携が取りづらい内部事情がある。それで、合併したときに地域はどうなるかを考えると、どうしても機能が思うように発揮できない。

そして、今、皆さん方は、宮崎県として、地

方を何とか活性化しよう、限界地域を少しでも長持ちさせようという政策を、莫大な予算を使いながらやっているわけですから、そこ辺との整合性です。だから、皆さん方にも地方をしっかりと見ていただいて、ただ、商工会や連合会にぼんと丸投げしていくのではなくて、皆さん方がしっかりと地域に根をおろして、地域の考えている課題とか、状況をどこまで把握しているのかがいつも不安なんです。地域おこしと一緒に考えた商工会のあり方、その辺の思いをちょっとお聞かせください。

○内野商工政策課長 委員の言われるとおりに、商工会は地域の商工業者にとって、最も身近な支援機関になります。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、地域振興業務、イベントであったりとか、従来の市町村にかかわって、いろいろな地域活性化の役割——本来は地域経済の小規模事業者に対する経営支援なんでしょうけれども、それにプラスアルファしたさまざまな役割も出てきておりますので、まずは、やはり商工会としてどういう組織のあり方がいいのか、まずは自分たちで考えていただきたなのというのが、本音のところなんです。

当然、県のほうから、例えば、もう合併してほしいとか、そういうこともなかなか申せませんので。あとは、商工会連合会と各商工会とで、今後は意見交換をしていきながら、あり方というものは引き続き考えていかないといけないと思っております。

○山下委員 そこが無責任なんです。地域の商工会で考えることを出せと云って、それが無理な時期に来ているんです。商工観光労働部の皆さん方は、今、移住政策とかいろんなことを言っていますが、地方でその受け入れとして、どういう団体がしっかりと受け皿をつくるかを

考えると、やっぱり、地方の中ではもう商工会しかないんです。だから、あなた方の目線は上からの目線と私は見ているんです。

だから、もうちょっと膝をちゃんとつけ合わせて、事務局長の配置の問題から——もう、今、35の中で19人しかいないわけでしょう。だから、そのことをしっかりと県政の大きな課題として、商工政策をしっかりとしてくれよと、その思いなんです。

○井手商工観光労働部長 山下委員がおっしゃることは、私自身は非常によく響いております。一つ一つの商工会、例えば児湯でありましたり、県北の商工会を、私自身お訪ねして、理事の皆さん方ともお話をしているところです。

そこでいつも出ていることが、やはり、今、山下委員のおっしゃるようなことで、商工会の担う役割が非常に重くなっているというお話と、今の地域振興、中山間地域振興というところでは、必ず役割を負わされるというようなお話を承っております。

もちろん、その向こう側には、それぞれの地域の経済がきちんと回って、その商工会の会員企業さんがきちんと食べていける体制が必要であるということまでお話をいただいています。

我々としても、商工会の抱えている指導員の方々のレベルアップ、そして、その商工会に持っていくいろいろな事業費あわせて、国に事業提案を含めてやってきたところでもあります。今回も、192ページに商工会関係の事業がありますが、県単での小規模企業の総合支援であったり、中小企業の経営基盤強化の支援でありましたり、そういう別な事業を使いながら、商工会、商工会議所のほうに事業費を投入できるようなことを、国に対しても申し上げていますし、県単としても行っていかなければならない。

その先に、商工会が本当にずっとやっていけるような体制をどうつくっていくかということについては、一緒に汗を流しながら知恵を出してまいりたいと考えております。現場にできるだけ参りたいと考えております。

○山下委員 商工政策課は、商工観光労働部の一番のポジションでしょう。だから、あなた方が縦割りで商工会だとか、商工会議所を見るのではなくて、全体的な事業の取り組みをしっかりと把握する。地方の中ではもう商工会しかないというのが現状なんです。皆さん方も合併ありきの話を持ち込んでくる。路頭に迷っているのは地方なんです。

だから、高齢化していく中で、商工会の運営も厳しくなってくる。家族経営体の人たちが中心ですから、もう地方になると人を雇用した商工会は少ないんです。

お互いにボランティアをしながら、地域のためにいろんなイベントを企画して、もうそれに頼らないと企画もできない状況なんです。だから、そこに拍車をかけるような施策の進め方をやっている。国にも意見をしながら、やはり地方があって、都市の発展もあるでしょうから、そのことをしっかりと。商工会を勇気づけるために、県費でも独自の取り組みをやって、基本をしっかりとやっていかないといけない。ぜひ、その辺をよろしくお願いします。

○内野商工政策課長 商工会が地域にとって重要な役割であるということは私も一緒ですので、地元との意見交換も含めてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○外山委員 1点だけ、214ページの企業立地課です。その中で補助金の交付企業数は39企業とありますけれども、この企業立地促進補助金の内容はこういったものがあるんですか。

○山下企業立地課長 基本的には、企業の設備投資と雇用者数に応じて交付する補助金がございます。それが業種によって、例えば製造業とか流通サービス業であるとか、IT産業とか、それによって補助金の単価が決まっております。雇用割補助金につきましては、また、中山間地で立地する場合の上乗せでありますとか、そういった若干の上乗せがされております。

○外山委員 施策の成果等にあるように、無利子貸付であるとかいろんなのがあるんでしょうけれども、いずれにしても、これから少子化になって、人口減少の中で、この企業立地というのは非常に重要な分野でございますから、ぜひ、また引き続き頑張ってもらいたいと思います。

○田口委員 192ページのプロフェッショナル人材戦略拠点運営のところ、ちょっとお聞きいたします。

現在は、アドバイザーは何名いらっしゃるんですか。

○長倉経営金融支援室長 プロフェッショナル人材戦略拠点にマネージャーが1名とサブマネージャーが2名、あとスタッフが1名の4名体制で運営しております。

○田口委員 その中に数字が出ていますけれども、求人件数が118件。これは118人と見てもいいんですか。

○長倉経営金融支援室長 そのとおりでございます。人と見て大丈夫です。

○田口委員 その求人の内訳は大体わかるんですか。技術者さんとか、あるいは営業が強い人とか。

○長倉経営金融支援室長 ここに挙げております118名の内訳というのは、ちょっと集計しないとわからないんですけども、例えばマーケティングに長けた方とか、人事部門で人事管理がで

きる方とか、生産部門で製造の責任者が欲しいとか、そういったようなニーズが出ております。

○田口委員 ちなみに、採用者数が28人と出ていますけれども、これは3年ぐらい前からだったですか。前年から含めて人数がわかれば。

○長倉経営金融支援室長 この拠点を設置しましたのが、平成28年の1月になります。採用者数の年度ごとの数を申し上げますと、28年度が3名、29年度が11名、30年度が28名、ちなみに今年度は8月末までで25名となっております。

○田口委員 数字だけ見ますと、右肩上がり、実績は非常によく見えていますけれども、もとの採用目標に対してはどんな状況なんですか。28名は非常によかったと思っているのか、ちょっと足らなかったと思っているのか、そのあたりの評価を教えてください。

○長倉経営金融支援室長 平成28年度は、先ほど申し上げましたように、28年の1月に設立しまして、まだ28年度は体制的にちょっと整っていません、3という少ない——27年度から企業を訪問しまして、経営者の求人ニーズの聞き取りということに注力をしておりまして、成約件数としては当初は少なかったんですけども、その求人情報をニーズを捉えて民間ビジネス事業者にとりつなぎを行って、マッチングが徐々に成果として右肩上がりであらわれてきたと考えております。「目標に対する評価でしょう、目標を聞いたんでしょう」と呼ぶ者あり) 済みません、しばしお待ちください。

○日高主査 暫時休憩します。

午後3時27分休憩

午後3時28分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

○長倉経営金融支援室長 済みません。目標値

としては公式に出しているものはございません。

○田口委員 先ほど言いましたけれど、右肩上がりで非常にふえております。これは国の政策ですから、各県ともにこれでやっているんでしょうから、宮崎県の人材不足、人手不足もどちらもありますので、しっかりと今後も——ことしも8月時点で25名ですから、今年度で見ればかなり伸びるのではないかと思います。非常に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○日高主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって商工政策課、企業振興課、企業立地課の審査を終了いたします。暫時休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時31分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

委員にお諮りします。このまま行きますと説明が30分ありますので、4時には終わらないと思いますので、延長してやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、これより、雇用労働政策課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を行います。

平成30年度の決算について各課の説明を求めます。なお、委員の質疑は3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川端雇用労働政策課長 雇用労働政策課の平成30年度決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料2ページをお開きください。

雇用労働政策課は、上から3段目の欄になり

ます。

当課の平成30年度一般会計の決算額は、予算額11億5,411万4,000円、支出済額10億8,473万4,886円、翌年度への繰越額はございません。不用額6,937万9,114円、執行率は94.0%であります。

次に、雇用労働政策課のインデックスのところをお開きください。

資料の11ページになります。

(目)の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、上から3段目の(目)労政総務費であります。不用額は359万7,438円となっております。

主な理由であります。高校生の県内企業への就職を促進する事業において、企業説明会等における印刷物経費及び会場・バスの借上経費について、節約などにより需用費、使用料等に執行残が生じたことによるものであります。

次に、めくっていただきまして、13ページをごらんください。

中ほど、(目)の職業訓練校費であります。不用額は6,428万2,464円で、執行率88.4%となっております。

主な理由であります。離職者等の再就職を促進するための委託訓練において、就職率に応じて委託先へ支払う報奨金が見込みを下回ったことなどにより、報償費に不用額が生じたこと、また、訓練の受講者数が見込みを下回ったことにより、委託料に不用額が生じたことなどによるものであります。

当課の決算につきましては、以上であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の雇用労働政

策課のインデックスのところ、205ページをお開きください。

まず、産業づくりの4の(1)産業を支える人財の育成・確保であります。

主な事業について御説明いたします。

1段目の認定職業訓練助成事業費補助金であります。

この事業では、中小企業の事業主等がその従業員に対する職業訓練を行う認定職業訓練校の運営費の一部を補助し、従業員のスキルアップを支援したところであります。

その下、技能向上対策であります。

この事業では、将来を担う若者などのものづくりへの関心を高めるため、小中学校や高校等に技能士を派遣し、技能体験教室や技能講座を行ったところであります。

また、産業を支える技能や技能士に対する県民の理解を深めるため、技能まつりを開催したところであります。

次に、206ページをお開きください。

県立産業技術専門学校であります。

西都市の本校において、高等学校卒業者以上の方を対象に電気設備科など4学科で1、2年生合わせて98人に対し、2年間の普通課程による職業訓練を行ったところであります。

また、分校の高鍋校では、中学校卒業者以上の方を対象に建築科など3学科22人に対し、1年間の短期課程による職業訓練を行ったところであります。

そのほか、委託訓練につきましては、パソコン事務等61の訓練コースを設け、離職者や母子家庭の母等を対象として、合計889名の方に職業訓練を実施し、県民の就職促進に努めたところであります。

また、29年度から繰り越して実施いたしまし

た、産業技術専門学校高鍋校の寄宿舎建てかえにつきましては、平成30年8月に工事が完成し、9月から使用を開始したところであります。

次に、208ページをお開きください。

(2)就業支援と職場環境整備であります。

2段目、若年者就職・定着サポートをごらんください。

この事業では、若年者の就職相談に対応するヤングJOBサポートみやぎきの運営により、延べ4,198人が利用し、194人の方の就職決定につながったところであります。

また、若年無業者等を対象とした、みやぎき若者サポートステーションを国と共同で運営し、社会性やコミュニケーション能力の不足により、働くことに困難を抱える方々、延べ1万656人の相談に対応し、117人の就職が決定したところであります。

次に、209ページをごらんください。

「知ろう 伝えよう 宮崎で働く魅力!高校生県内就職促進」であります。

この事業では、地元企業等の魅力に直接触れる機会などを提供し、高校生の県内就職の向上を図るため、就職支援員を県内3つのエリアに4名配置し、県内企業と高校の橋渡しに取り組むとともに、企業と高校の担当者によるワークショップの開催や高校生がものづくり、ICT企業の現場を実際に体験するデュアルシステム人材育成モデル事業を実施したところであります。

また、高校2年生を対象とした企業ガイダンスや高校1年生を対象とした県内への就職・進学に向けた進路選択のための体験フェアの開催を通して、多くの高校生に県内企業の魅力を発信したところであります。

次に、210ページをお開きください。

「宮崎で暮らす働く、県内就職促進」であります。

この事業では県内外の若年者などを対象に、県内への就職を促進するため、まず、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターを運営し、宮崎での生活と仕事の一体的な相談対応を行うことなどにより、105人の方の就職が決定したところであります。

また、大学生や短大生を対象としたインターシップの実施や、東京、大阪、福岡、熊本でのふるさと就職説明会などの開催に加えて、新たに県外大学2校とUIJターン就職支援協定を締結し、県内就職に向けた協力体制を構築することで、若者の県内への就職促進に取り組んだところであります。

最後に211ページをごらんください。

1 段目、働きやすい職場環境づくり整備であります。

この事業では、労働者等からの労働相談に対応するとともに、仕事と家庭の両立により、働きやすい職場づくりを推進するため、講演会の開催やパンフレットの配布による啓発の実施、仕事と家庭の両立応援宣言企業の登録推進や宣言企業に対する働き方改革等に関する研修会の開催により、企業における働きやすい職場づくりを支援したところであります。

また、ワークライフバランスの実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取り組み成果が認められる企業等を働きやすい職場「ひなたの極」として知事が認証する制度を創設し、企業の働きやすい職場づくりをさらに加速させる取り組みの評価と普及・啓発を図ったところであります。

主要施策の成果については、以上であります。

次に、監査における指摘事項等についてであ

りますが、当課につきましては、指摘事項とされたものはございませんでした。

また、宮崎県歳入歳出決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上であります。

○大衛観光推進課長 観光推進課の平成30年度決算について説明いたします。

決算特別委員会資料、2ページをお開きください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計でございますが、上から5番目、観光推進課の欄をごらんください。

予算額30億7,166万9,000円に対しまして、支出済額は30億806万8,830円、翌年度への繰越額が5,822万3,000円、不用額は537万7,170円、執行率は97.9%、翌年度繰越額を含む執行率は99.8%であります。

次に、特別会計でございます。

下のほうになります。下から3段目、観光推進課の欄をごらんください。

こちらは、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計と県営国民宿舎特別会計の合計になります。予算額1億6,913万9,000円に対しまして、支出済額は1億6,880万7,147円、不用額は33万1,853円、執行率は99.8%であります。

続きまして、資料の16ページ、観光推進課のインデックスのところをお開きください。

(目)の執行残が100万円以上のものについて説明いたします。

上から3段目の(目)観光費でございますが、翌年度繰越額を除いた不用額の合計は537万7,170円となっております。

主なものとしましては、表の中ほどより少し下、委託料の不用額が129万2,237円あります。

これは、観光情報サイトのリニューアルに係

る業務委託の入札残や東京オリパラ等の事前合宿・キャンプ誘致活動におけるキーパーソンへの委託料の執行残であります。

次に、その3つ下、負担金・補助及び交付金であります。

不用額が238万9,162円となっておりますが、これは、地方創生推進交付金を活用した事業の補助対象事業費が減ったことや、市町村等が行う観光地域づくりを支援する事業について、当初の見込みよりも申請が少なかったことによる補助金の残であります。

執行率が90%未満のものはございません。

歳出決算の説明は、以上でございます。

次に、資料変わりました特別会計の歳入決算について御説明いたします。

資料が変わりまして、お手元の平成30年度宮崎県歳入歳出決算書、A4横長のものがございます。こちらをお開きください。

特別会計の5ページをお開きください。

平成30年度えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。

ページの上の表の中ほど、歳入合計の欄をごらんください。

左から4列目、調定額154万4,651円、収入済額は同額の154万4,651円となり、収入未済額はございません。

続きまして、ページが飛びまして、8ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計でございます。

上の表にあります歳入の表でございますが、ページ中ほどにあります歳入合計の欄をごらんください。

調定額1億6,760万397円、収入済額は、同額の1億6,760万397円となり、こちらも収入未済額はございません。

特別会計の歳入決算につきましては、以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明をいたします。

資料が変わりまして、お手元の平成30年度主要施策の成果に関する報告書をごらんください。

観光推進課のインデックスのところ、215ページをお開きください。

産業づくりの3、活発な観光・交流による活力ある社会の(1)観光の振興についてであります。

まず、主な事業について説明をいたしますが、一番上の『宮崎版DMO』確立であります。

これは、日本版DMOの登録法人であります公益財団法人宮崎県観光協会を中心に、持続可能な観光地域づくりの基盤となる人材の育成を初め、マーケティングや着地型旅行商品の企画機能の強化等に取り組むものであります。

前年度に引き続き、観光みやざき創生塾を実施したほか、旅行会社OBの専門人材を中心に、市町村と連携しながら地域資源を活用した体験メニューづくりや着地型旅行商品の造成・販売支援を行ったところであります。

次に、216ページをお開きください。

上から4つ目、東アジア等インバウンド推進であります。

これは、本県と直行便のあります韓国・台湾・香港を初めとした海外からの誘客を図りますとともに、クルーズ船の誘致促進等を行うものであります。

マスメディアを活用した知名度向上対策や、現地旅行会社等とのタイアップによるプロモーションを行った結果、訪日外国人の延べ宿泊者数は前年度を上回る約32万6,000千人となりました。

クルーズ船につきましては、寄港地の競争激化や短期日程の旅行商品が増加したこと等によりまして、前年度に比べ、寄港回数が大幅に減少したところでございます。

続きまして、217ページをお開きください。

上から2つ目、改善事業、東京オリパラ等合宿・大会誘致受入推進では、キーパーソンを活用し、ターゲットとなる国や競技団体等へ向けた誘致セールスを行ったほか、各国代表チームの視察受け入れ等を行い、本県の優れたキャンプ環境をアピールいたしました。

また、合宿受け入れ施設のグレードアップとして、サンマリスタジアム宮崎に隣接する屋内型ブルペンを設置をしたところでございます。

なお、県総合運動公園内に設置するウェートトレーニング施設整備費としまして5,822万3,000円を翌年度に繰り越したところであります。

続きまして、その下、新規事業、「スポーツランドみやざき」を生かしたまちづくり推進であります。

これは、スポーツランドみやざきの強みを生かしたまちづくりを実現するため、キャンプ地周辺への周遊観光を促進する取り組みやゴルフやサーフィンなどみずから楽しむスポーツによる観光振興の取り組みを推進するものであります。

市町村等が行うプロ野球キャンプ観戦者の消費拡大につながる取り組みに対して補助を行ったほか、ゴルフ・サーフィン等をテーマに本県に就航している航空各社と連携した誘客プロモーションなどを実施しました。

次に、221ページをお願いいたします。

(2) 県境を越えた交流・連携の推進であります。

一つ目の南九州広域観光ルート連絡協議会負担金でございます。

これは、宮崎、鹿児島、熊本の3県が連携し、教育旅行の誘致セールスを行ったほか、香港でのレンタカードライブセミナーの開催や、イギリスの旅行メディアを活用した情報発信を行ったところでございます。

主要施策の成果に関する報告書の説明は、以上でございます。

続きまして、監査における指摘事項について御説明いたします。

決算特別委員会資料に戻っていただきまして、一番最後の22ページをお開きください。

指摘項目の(2) 契約事務につきまして指摘事項がございました。

内容は、宮崎県庁見学ツアーに関する業務委託について、契約手続及び概算払いがおくっていたとの御指摘であります。

これは、委託契約の事務処理において、相手方への契約書の発送及び概算払いの期日を失念していたものであり、進捗管理やチェック機能が十分働いていれば未然に防げたものと深く反省しております。

このため、適正な事務執行について改めて職員へ周知するとともに、これまで活用してきた進捗管理表の様式を見直し、詳細な状況が把握できるような項目を追加して、チェック機能を強化したところでございます。

今後、同じような事務処理の漏れがないよう、担当間及び所属内でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、資料が変わりまして、平成30年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書、A4縦の資料の42ページをお願いいたします。

(8) 県営国民宿舎特別会計のページでござ

います。一番下のほうになりますが、意見・留意事項等についてであります。

県営国民宿舎は、平成18年度から指定管理者制度を導入し運営を行っている。えびの高原荘及び高千穂荘は、ともに前年度に引き続き損失を計上した。

また、えびの高原荘は硫黄山及び新燃岳の噴火に伴う影響で宿泊者数等が減少したことから、国民宿舎負担金を減額した。

今後とも、利用者の確保や適正な管理運営等について、指定管理者と十分連携を図りながら、効率的かつ安定的な施設の管理運営を行うことが望まれるとの意見をいただいております。

平成30年度の国民宿舎の運営状況でございますが、えびの高原荘につきましては、平成30年2月以降の硫黄山の火山活動の活発化やそれに伴います主要道路の通行どめ等により、4月から6月までの3カ月間の宿泊利用者数は、前年同期比で比べますと約80%減の大幅な落ち込みとなりました。

これに対し、格安プランの打ち出しやSNS等を活用したPRなど誘客強化を図ったところではございましたが、利用者が伸びず、通年でも前年度比で約28%減となり、前年度を上回る損失を計上したところでございます。

このため、指定管理者との間で定めております基本協定書に定める納付金の額を変更すべき特別な事情に該当すると判断し、平成30年度の納付金を減額したところでございます。

高千穂荘につきましては、高千穂町の観光地としての知名度が上がり、観光客がふえていること等により、前年度に比べ宿泊者数はふえたものの、繁忙期の台風の到来や格安プラン利用者が多かったことなどにより収益が伸びず、同様に損失を計上しております。

県としましては、引き続き、指定管理者や周辺自治体等と連携しながら、誘客の強化と効率的かつ安定的な施設の管理・運営に努めてまいりたいと考えております。

観光推進課からの説明は、以上でございます。

○高山オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の平成30年度の決算につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

オールみやざき営業課は、上からの6番目の欄でございます。

平成30年度の予算額は8億8,103万9,000円、支出済額は8億3,179万8,400円、不用額は4,924万600円、執行率は94.4%、翌年度繰越額を含む執行率は94.4%であります。

次に、資料の19ページ、オールみやざき営業課のインデックスのところをお願いいたします。

(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、上から3段目の(目)計画調査費であります。

不用額が288万6,137円となっておりますが、これは、旅費等の事務費や委託料に執行残が生じたことなどによるものであります。

次に、20ページをごらんください。

上から6段目の(目)貿易振興費であります。不用額が106万1,503円となっております。

主なものは、県産品海外販路拡大推進事業の補助金でありまして、県内企業が行う海外の販路開拓活動に要する経費について、対象事業の実績確定等に伴い執行残が生じたものであります。

次に、同じページ、下から6段目の(目)物産振興費であります。不用額が4,458万5,165円

となっております。

これは、ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業において、ふるさと納税寄附金が見込みよりも下回ったため、返礼品発送業務等の委託料に執行残が生じたことなどによるものであります。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

報告書のオールみやざき営業課のインデックスのところ、ページで申し上げますと、222ページをお開きください。

人づくりの1の(1)国際化への対応についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績の表をごらんください。

まず、外国青年招致であります。

これは、イギリス、シンガポール、韓国から各1名の国際交流員を当課に招致しまして、県民との各種交流活動や通訳・翻訳等の業務を実施したところであります。

続きまして、223ページをごらんください。

一番上の多文化共生地域づくり推進であります。

これは、地域住民と外国人住民とがともに地域社会の一員として協力し合う多文化共生社会づくりを進めるため、公益財団法人宮崎県国際交流協会に委託し、普及啓発事業として広報誌等による情報提供のほか、外国人住民支援事業として、日本語講座や防災講座等を実施したところであります。

次に、外国人留学生等就職促進では、外国人留学生等を対象とした企業就職セミナーや企業訪問バスツアー等の実施などを県国際交流協会に委託し、外国人留学生等の県内企業等への就職促進に取り組んだところであります。

次に、224ページをお開きください。

表の2番目、改善事業、少年少女国際交流であります。

これは、本県と韓国及び香港の小・中・高生との交流等を通じて、お互いの伝統・文化などの理解を促進するとともに、国際感覚豊かな人づくりの推進に取り組んだところであります。

次に、新規事業、2018桃園農業博覧会出展であります。

これは、本県と友好交流協定を締結している台湾桃園市が主催する2018桃園農業博覧会に本県ブースを出展し、県産品や観光のPRを行ったところであります。

続きまして、225ページをごらんください。

世界との絆、国際協力推進であります。

これは、インドネシア及びモンゴルから海外技術研修員を受け入れ、専門技術に係る研修の機会を提供するとともに、研修員と県民との交流を通じ、県民の国際理解の増進を図ったところであります。

次に、227ページをお開きください。

産業づくりの2の(2)商業・サービス業の振興についてであります。

まず、表の一番下、グローバルネットワーク拡充であります。

これは、海外交流駐在員を上海及び香港に、また、台湾に貿易アドバイザーを設置して、貿易・投資等に関する情報収集や本県企業の海外活動の支援、本県の観光誘客の促進などに努めたところであります。

次に、228ページをお開きください。

表の2番目、県産品海外販路拡大推進では、宮崎県物産貿易振興センターやジェットロ宮崎貿易情報センター等との連携により、県内企業の海外における販路開拓活動を支援するとともに、海外食品見本市への出展や、フェアの開催等を

実施し、企業の海外展開や県産品の輸出拡大を図ったところであります。

次に、県産品販路拡大・販売促進では、県産産貿易振興センターに委託して、首都圏等で行われる大規模商談会への参加や物産展の開催、新宿みやざき館やみやざき物産館のアンテナショップを活用した展示・販売等を通じて、県産品のさらなる認知度向上や販路拡大を図ったところであります。

続きまして、229ページをごらんください。

表の一番上、新規事業、首都圏情報発信拠点機能強化であります。

これは、昨年4月にリニューアルしました新宿みやざき館KONNEにおいて、県内の自治体や団体等と連携したイベントやフェアを開催し、食を初めとした本県の魅力の発信を図ったほか、出荷量日本一の焼酎のさらなる需要拡大や認知度向上を図るため、焼酎ノンジョルノ宮崎などの消費拡大イベントの開催や、首都圏での焼酎フェアの展開に取り組んだところであります。

次に、首都圏情報発信拠点整備・機能強化であります。

これは、平成29年度からの繰越事業でありまして、新宿みやざき館KONNEのリニューアルに伴う改修工事や、リニューアルオープンの際のイベント等を行ったものであります。

続きまして、231ページをお開きください。

3の(1)観光の振興についてであります。

まず、「オールみやざき」発信であります。

これは、本県のシンボルキャラクターみやざき犬を活用したPR活動のほか、みやざき大使やみやざき応援隊に対し、口コミによる情報発信を促すため、県産品や観光地等の情報提供を実施し、本県の魅力や旬の情報を全国に向け発

信したところであります。

最後に、ひなたブランド確立・波及展開であります。

本県の認知度・魅力度の向上を図るため、日本のひなた宮崎県プロモーションの一環として、企業とのコラボレーションによる神話の源流をテーマにした高精細な8K動画の製作など、発信力の高い企画・話題づくりに取り組んだところであります。

また、新聞広告やウェブメディアへの積極的な情報提供、首都圏でのPRイベントなどにも取り組んだところであります。

主要施策につきましては以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査結果報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

オールみやざき営業課からの説明は以上でございます。

○日高主査 説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○窪菌委員 報告書の224ページですが、韓国との交流では、少年少女国際交流がありますが、今現在どういう状況なんでしょうか。

○高山オールみやざき営業課長 韓国との交流事業でございます。

県におきましては、平成20年度から「アニョンハセヨ！少年少女国際交流事業」ということで取り組んでおりまして、長年にわたる実績がございます。

県内におきましても、県以外におきまして、市町村、それから民間団体、さまざまな交流がございます。特に本年度は日韓関係の悪化といった状況がありまして、現在、我々が把握しているところを申し上げますと、綾町で実施され、計画されておりました、子供たちの交流事業につ

きましては、先方からの申し入れによりまして、今年度は中止になったと伺っておりますけれども、ほかの市町村、団体におきます交流活動につきましては、今のところ予定どおり実施される、もしくは実施された聞いております。

○窪菌委員 日韓関係が難しくなっているということですが、いろんなニュース等を見ていると、旅行もそうですが、いろいろキャンセルがあったりしました。今後ですけれども、なかなか厳しいものがあるかなと思っているところがございます。

そこで、韓国に限らず、ほかの国、例えば東南アジアとか、そういったところのこういう計画はないものなんでしょうか。

回復すれば、またよくなると思うんですけども、なかなか今の現状では厳しいかなと思っておりますが、新たな開拓というのはないですか。

○高山オールみやざき営業課長 まず、日韓の交流活動につきましては、現在の状況の推移を見守るといったところがございますので、今後、事態が好転すれば、引き続きまたやっていきたい。

いずれにしろ、こういう子供たちが交流する事業を行う場合には、子供たちの安全性が確保できるかどうかといった観点が必要でございますので、引き続きそこは検討してまいりたいと思っております。

それから、ほかの地域、国との関係でございます。

この資料にもございますように、特に台湾との交流事業につきましては、重点的に取り組んでいるところがございますので、本年度も新規事業ということで、台湾の高校生との交流事業といったものも始めております。

それから、この資料の中にも出てまいりますが、昨年度、香港の少年少女との交流事

業も始めておりますが、香港のデモによる影響で子供たちの安全性が確保できないということで、——昨年度は実施しましたが、本年度は香港からの子供たちの受け入れは実施しましたが、宮崎の子供たちを香港に送ることについては中止しております。

いずれにいたしましても、海外との交流につきましては、海外との交流を促進するという観点もありますし、また、子供たちの国際感覚豊かな部分というか、そういう人づくりにも役立つと思っておりますので、今後とも積極的に進めてまいりたいと考えております。

○山下委員 これは、30年度の事業成果に該当するかどうかわかりませんが、今韓国との連携の話が出ておりましたから、ちょっと触れさせていただきたいんですけども、皆さん方は、韓国との交流でも実績を伸ばしていきたいというのがあると思うんですが、今、韓国でアフリカ豚コレラが、もう11例出ております。これが、もし日本に入ってくることがあれば、もう効き目のあるワクチンがありませんから、多分日本の養豚業界もとめることができないと思うんです。

今、関東、関西で出ているワクチンはあるんですけど、アフリカ豚コレラは、もう全然ありませんから、あなた方がどれだけ問題認識を持っているのか。やっぱり冬場になると、韓国からゴルフ客やらが来ます。今は少なくとも、多分、ゴルフ場も韓国資本が大分宮崎にも入っていますから、かなりの人たちが来るなど。だから、水際防疫とか、その辺はしっかりと農政サイドといろいろ取り組んでいかないと、もう取り返しがつかないことになってしまいますので。皆さん方は一番の窓口になりますから。畜産業界の人たちは、今、韓国と国際関係でぎくしゃくし

て、観光客が来ないことは、むしろ喜んでいる人たちがおられるんです。

だから、私は、やっぱり沈静化するまで待つとか、ある程度は、韓国とそこ辺も自粛するような気持ちはないのかなということ、ちょっと心配するものですから、そういうものの見通しは何かないですか。観光経済交流局長。

○酒匂観光経済交流局長 山下委員がおっしゃるとおりでございます。

私どもも、今回、中国周辺で発生しておりましたアフリカ豚コレラが韓国にまで及んで来て、委員がおっしゃったとおり、かなりの数、特に最近発生が続いていると認識しております。

そのため、直近ではちょうど観光事業者の会議がございましたので、その場で家畜防疫対策課からも来ていただきまして、啓発の説明もしていただきました。

また、私どもとしましても、ホテル、旅館の事業者、あるいはゴルフ場の運営事業者に対しまして通知文を送りましたしまして、注意いただくようお願いしております。

委員がおっしゃいましたとおり、今回、ワクチンもございませんし、通常の消毒だけではなくて、加工肉類の持ち込み等によっても影響が発生する可能性があるということを我々も十分承知しておりますので、もちろん持ち込ませないということがございますし、もし、持ち込んだ場合に、実際に農家の方たちが餌として使用しているものに決して回されることのないように、確実に廃棄されるような取り扱いをしていただきたいということを含めて、お願いをしているところでございます。

委員おっしゃいましたとおり、農政水産部とも十分連携しながらしっかりと対応をとってまいりたいと考えております。

○山下委員 世界の豚の頭数の約半数が中国にしているというんです。その半分の豚がもう死んだというわけですから、いかに感染力が強いかです。もうそれがベトナムにも来ているわけですから、今、いろいろ実習生やら国際交流でグローバル化している中で、今、触れていただきましたが、本県は畜産県ですから、肉製品の持ち込み禁止とか、やっぱりその辺も現実に問題意識を持って、皆さん方が防疫体制のあり方、その辺もしっかりとやっていただくとありがたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○前屋敷委員 報告書の205ページで、雇用労働政策課にお伺いしたいんですが、この表の上のほうの段で、認定職業訓練校の運営費ということで、ここに11団体とありますが、これは県内に訓練校が11団体あるということなんですか。

○川端雇用労働政策課長 こちらの11校につきましては、各地区で職業訓練協会、宮崎市で職業訓練校を運営している宮崎職業訓練協会とか、延岡の職業訓練協会、日向地区の職業訓練協会ということで、今回、11団体の中に6校、そういった各地区の職業訓練団体が入っております。主には、建設業関係、木造建築ですとか、塗装関係の訓練を実施しております。

そのほか美容関係の訓練法人が2団体、あと、土木関係の団体、産業開発青年隊をやっているところの建設技術センターで産業開発青年協会という法人があるんですけども、そこがやる訓練ですとか、管工事組合がやる訓練とか、土木関係が3団体ございます。訓練法人が6、美容関係が2、土木関係が3で、11となっております。全て県内の団体になります。

○前屋敷委員 さまざまな職種の団体なわけですね。

○川端雇用労働政策課長　こちらは、在職者の訓練になりますので、それぞれの事業所さんに入職された若手の方を、こういう学校に集めて訓練をしていくことになりますので、それぞれの業界ごとにつくられている学校ということになります。

○前屋敷委員　この団体の数ですが、去年は13団体あったということですが、なくなった団体があるわけですか。

○川端雇用労働政策課長　一応、認定訓練を実施する団体としましては、21団体ありますが、4団体が休止届を出してまして、実際には17団体あることになっております。その17団体のうちの11校が、生徒が集まって訓練を実施したということになります。

残りの6つの団体については、休止届を出していないか、生徒が集まらなくて訓練ができなかったというような形になっております。

○前屋敷委員　合わせて、大体何名ぐらいがこの訓練校で技術を学ばれていますか。

○川端雇用労働政策課長　207ページの指標のところで、認定職業訓練生数ということで、普通短期課程は、平成30年が542人となっております。これは、普通課程と短期課程がございまして、普通課程は2年、3年の長期間にわたる訓練を実施するんですが、そちらが76名です。短期課程、2週間以上の指定の訓練を受講された方が466名、合計で542名になっております。

○前屋敷委員　あわせて、この表の下から3つ目で技能まつりをされているんですけど、28年度までは一定の人数があるんですが、29年度は極端に減って、また30年度が1万6,000人とかかなりの来場者のようなんですけど、若干中身が変わったんですか。

○川端雇用労働政策課長　こちらの会場は、主

にイオン宮崎のショッピングセンターでやらせていただいているんですけども、29年度だけ、イオンの会場がとれなくて、宮交シティでやっております。その年だけ、ちょっとお客さんの数が少なかったということになっております。

○田口委員　県立産業技術専門校について何点かお聞きします。

施策の成果等の中で「人手不足が深刻化する中、訓練生の確保が大きな課題となる」と書いてございますが、まず中身を教えてほしいんですけど、多分、本校は4科が定員20名ずつで80名になるかと思うんですが、その左側の206ページの表では、普通課程4科98人となっております。これは1年と2年の生徒を合わせた数なんですか。

○金子県立産業技術専門校長　定員ですけども、4科で1学年80人おります。2学年で160。実は、28年度、29年度は過去最低の入校者で52名ずつでございました。そのうち、30年度の2年生は52人のうち6人が進路変更で退校いたしまして46人、1年生が52人で合計して98人となっております。

私どもの学校は、就職率はほぼ100%でございますので、出口は確かなんですけど、入り口の入校生対策ということで、今、力を入れて取り組んでいるところでございまして、31年度につきましては若干回復いたしまして、68人になったところでございます。それでもまだ定員の8割ですので、また今年度も一所懸命取り組んでいるところでございます。

○田口委員　ちなみに、その施策の成果のところの4番目のところに、本校・高鍋校を合わせて、30年度に61名の修了生を送り出したと書いてますが、本校と高鍋校の内訳を別々に教えていただけますか。61名の内訳とございますか、本

校が何名だったのか。

○金子県立産業技術専門校長 本校は46名、高鍋校が15名、合計で61名でございます。

○田口委員 そうすると、ちょっと理解を深めるために教えてほしいんですが、多分、ほとんどその46名だと思うんですが、平成30年度の技能検定の合格者数896というのが出ております。間違っているかもしれませんが、この46名が896の資格を取ったということでもいいのでしょうか。

○川端雇用労働政策課長 この技能検定の合格者数896名というのは、205ページの技能向上対策に関連する指標でございまして、いわゆる技能検定という試験の合格者数になります。

専門校の資格ではなくて、一般に技能士といわれる技能職の方が受験された国家資格の合格状況になります。

○田口委員 わかりました。

ちなみに、46名の卒業生は、資格を幾つほど取ったかわかりますか。

○金子県立産業技術専門校長 大体平均しまして11ぐらい取ってございます。

○田口委員 最後になりますけれども、就職率は非常にいいですし、今、人材不足、人手不足でもありますので、やっぱり定員を何とか満たして、県内にいい人材を送り出していきたいと思っておりますので、御健闘よろしく願いいたします。

○金子県立産業技術専門校長 ありがとうございます。

まさに私どもの一丁目一番地の課題は、入校生の確保でございます。過去の統計を見ますと、大体、7対3で県内に就職してございます。特に、この30年度の修了生は8割が県内に残ってくれました。

特に、今、建設関連産業は、人手不足に悩ん

でございまして、業界の皆様からは1人でも多く、とにかく生徒を出してくれと、送り込んでくれという強い御期待もあるところでございますので、それを十分踏まえつつ、本校の置かれている厳しい状況としましては、平成15年に開校したときが約1万4,000人、高校の卒業生いたんですが、今、もう1万人を割っているような状況もあります。一方では、やはり好況ということで就職状況がよくて、もう進学せずにそのまま就職という形に流れていくこともあるので、大変厳しい環境にありますけれども、やっぱりものづくり産業を、県内にしっかり残していく、さらには若者をしっかり県内に定着させる。そういった意味では、私どもも一定の役割をしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、これからも全職員を挙げまして入校生確保に取り組んでまいりたいと思っております。

○田口委員 ありがとうございます。

次に、オールみやざき営業課の230ページ、海外交流駐在員利用件数で、その香港のところがちょっと気になるんですが、日本の農産物の輸出等は香港が一番多いわけですが、28年度の4,350から29年度に3,000台になって、平成30年度はもう3,000の下の方に来ています。今、香港があのような状況ですから、ことしは非常に心配になります。減ってきている要因は何なのでしょう。

○高山オールみやざき営業課長 香港事務所の駐在員利用件数でございますが、この利用件数につきましては、県内からのアテンド対応件数、それから、現地、香港からのいろんな業務の依頼への対応状況、それから、県内企業からの情報収集とか販路開拓の依頼件数とか、この中にはいろんなものが入っております。

29年度から30年度にかけて減少した理由とい

たしましては、県内企業からの調査、連絡調整の依頼が少し減少したことによるものでございます。

○田口委員 今、宮崎経済連も香港にまだ窓口がありますよね。

農産物関係はそちらのほうでの相談が多くなっているわけではないんですか。

○高山オールみやざき営業課長 経済連の香港事務所もございます。県の事務所もございまして、それぞれ連携しながら、いろんな県内企業の販路開拓、それから、香港から宮崎県への観光客の誘致、いろんな業務を行っております。

30年度と29年度を比較しましたときに、大きな展示会の関係とか香港の中でどれだけイベントとか展示会に出展企業があるとかそういったものございまして、トータルでは少し減ったところではございますけれども、いずれにしても宮崎からの農産物、食品の輸出は香港が1番になっています。

それから、香港から宮崎県への観光誘客につきましても、香港は10位になっておりますので、いずれにいたしましても、県内企業のニーズが非常に高いところがございまして、ある程度県内企業においても、香港との関係ができたところはひとり立ちというか、みずからされる部分もございまして、そういった県内企業の取り組みの差というか、発展段階の差もございまして、数字ではこのような形になっておりますが、いずれにしてもニーズは高いと考えております。

○田口委員 わかりました。どちらにしても、香港は、今、先ほど言いましたようにデモ活動が大変厳しい状況で、今後、行き先もどうなるかわからないような状況ですので、また引き続きしっかりとやっていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○外山委員 211ページの雇用労働政策課の部分ですが、この働きやすい職場環境づくり整備というのがあります。これが、予算額が約4倍にふえるようなんですけれども、主な実績内容等がございまして、どういうところに、今後、力を入れて重点的にやっていかれるんですか。この働きやすい職場環境づくりは、何を整備されるのでしょうか、例えば。

○川端雇用労働政策課長 令和元年度の予算額が大幅に伸びている部分につきましては、6月補正のところで、女性・高齢者就業促進事業ということで、内閣府からの新規の推進交付金をいただきまして、働き方改革を進めていくという事業を展開することにしております。その部分で予算額が大幅にふえたところでございます。

○外山委員 その働き方改革というのは非常に難しいです。いつも言うんですけれども、果たしてこの地方の全ての小さい零細、中小企業に沿うかどうか非常に疑問もあるところなんですけれども、わかりました。

もう1点、215ページですが、魅力ある観光地づくりで、観光地づくりというのは非常に重要だと思っておりますけれども、予算が減っている状況ですが、これはどういう理由ですか。

○大衛観光推進課長 魅力ある観光地づくり推進支援の令和元年度の予算としては、900万円余となっております。

これは、実は、ことし「稼ぐ観光地域づくり事業」という新たな取り組みを始めてございまして、この財源をこちらのほうに移してございまして、いずれにしましても市町村、地域の取り組みを支援するものでございまして、そういう新たな視点からの補助制度を設けている結果、魅力ある観光地推進としては予算が減っているんですけれども、市町村に対する支援としては、ト一

タルでは維持している状況でございます。

○坂本副主査 209ページの高校生県内就職促進について、細かい質問の一つさせていただきます。

企業ガイダンスが高校2年生対象の開催、それから、就職・進学 of 県内進路選択促進フェアが、高校1年生が対象となっておりますけれども、これは、県内の県立、それから私学、全て含めての参加ということによろしかったでしょうか。

○川端雇用労働政策課長 県立も私学も一緒に対象にしております。

○坂本副主査 これは、実業系も、普通科も全部含めて実施されたのでしょうか。

○川端雇用労働政策課長 どちらも対象ではありませんけれども、どうしても普通科高校については参加がないというケースがございます。

例えば高校2年生のガイダンスでは、3地区で36校の参加になっているんですけれども、やはり、普通科の進学校につきましては、御参加いただけていないです。もちろん、お声かけはしているんですけれども、参加がないというようなケースがございます。

○坂本副主査 これは、ぜひ、教育委員会とも連携をとっていただいて、普通科の生徒さんにもやっぱり触れる機会をつくっていただけるといいのかなというのが私の提言でございます。というのは、やはり高校を卒業して、4年後ないし2年後には進路選択を迫られている。それは、どの大学に行っても、専門学校に行ってもそうだと思うんです。

宮崎を一旦離れて県外に行ってしまうと、県内企業の情報に触れる機会は、多分、県内にいるよりももっと少なくなってきます。これは、私自身もそうでしたし、うちの子供たちもそうだったんですけれども、宮崎に帰ってくるのが

なかなか具体的に描けないという、やっぱり実情があると思います。普通科の先生たちは、やっぱり県外への受験を第一に考えておられるので、なかなかそういうところに目が向かないのではないかなと思うんですけれども、これは、将来、県内へのU I Jターンも含めて、やっぱり進めていくべきことではないかなと思うものですから、ぜひ、御検討いただければと思います。

○川端雇用労働政策課長 非常によいお話を伺いました。実は、この事業は、教育委員会とはみっちり連携しながら進めさせていただいているんですけれども、確かに普通科の生徒さんは、学校のほうもそうですし、保護者もそうだと思うんですが、どうしても受験のほうに目が向いて、県内企業を意識してもらえないんです。

先日の常任委員会の中でもありましたが、企業との接点を持たせることが県内企業へ就職する大事な要素であると考えておりますので、そういった接点をどうやって持たせるかについて、我々も研究して取り組んでまいりたいと考えております。

○日高主査 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって雇用労働政策課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時33分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

説明及び質疑が全て終了しましたので、総括質疑に移ります。

商工観光労働部の決算全般について何か質問

はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは私から一つだけ指摘したいと思います。

観光推進課のスポーツランドになるかなと思うんですけど、サーフィンの世界大会があった、もう大盛況だということで、本当によかったなと心から喜んでおります。

職員が張りついて、かなり一生懸命やられたんです。もう本当、真っ黒になりながらやっていた。そういったことで成功して、その尽力には本当に頭が下がるところでございます。

しかしながら、このままの体制で行きますと、大きなイベント、いろんなことがありましたら、もう、なかなか対応が厳しいだろうと。だから、そういった観光推進の部分については、イベントをやる部分と、そういった営業とか戦略を練る部分で、やっぱりしっかりと住み分けするべきだということを、私、今回、強く感じましたので、その辺は、また部長を中心にいろいろと考えていただければと思います。

○井手商工観光労働部長 今回、大きなイベントを久しぶりにやりまして、職員の負担を私も現場で見まいりました。

どういう体制で行かなければならないのかも含めながら、総務部等とも議論しながら、組織の充実を図ってまいりたいと考えております。

○日高主査 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時35分休憩

午後4時49分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

それでは、明日4日の分科会は午前10時に再開し、県土整備部の審査を行うことといたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって本日の分科会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後4時50分散会

令和元年10月4日(金曜日)

午前9時58分再開

出席委員(8人)

主	査	日高博之
副主	査	坂本康郎
委	員	中野一則
委	員	外山衛
委	員	山下博三
委	員	窪菌辰也
委	員	田口雄二
委	員	前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	瀬戸長 秀美
県土整備部次長 (総括)	重黒木 清
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	蓑方 公
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	明利 浩久
高速道対策局長	中尾 吉宏
管理課長	斎藤 孝二
用地対策課長	鎌田 紀美朗
技術企画課長	石井 剛
工事検査課長	川野 福一
道路建設課長	矢野 康二
道路保全課長	森 英彦
河川課長	高橋 健一郎
ダム対策監	井野 隆博
砂防課長	原口 耕治

港湾課長	江藤 彰泰
空港・ポート セールス対策監	否 笠友紀
都市計画課長	甲斐 隆彦
美しい宮崎づくり推進課長	平部 隆典
建築住宅課長	志賀 孝守
営繕課長	後藤 和生
設備室長	日高 誠
高速道対策局次長	多田 昌志

事務局職員出席者

議事課長補佐	鬼川 真治
議事課主任主事	石山 敬祐

○日高主査 分科会を再開いたします。

それでは、県土整備部の審査を行います。

まず、部長より、平成30年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○瀬戸長県土整備部長 県土整備部でございます。

当分科会で御審議いただきます平成30年度決算の認定について、その概要を御説明いたします。座って説明させていただきます。

提出しております決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

初めに、主要施策の成果につきまして、宮崎県総合計画の分野別施策体系表により御説明いたします。表は、左から、分野、将来像、施策の柱となっております。

まず、1つ目の分野、くらしづくりについてであります。

右の将来像の一番上の自然と共生した環境にやさしい社会では、建設工事のリサイクルの促進により、低炭素・循環型社会への転換を図りますとともに、県民との協働による河川・海岸

の環境保全活動を推進し、良好な自然環境・生活環境の保全に取り組んだところであります。

将来像の2段目の安心して生活できる社会では、市町村や県民との連携による美しい宮崎づくりを推進するため、景観計画の策定や景観形成活動へ支援を行うとともに、沿道修景美化の推進や都市公園等の整備による良好な景観と調和した地域づくりを進め、快適で人にやさしい生活・空間づくりに取り組みますとともに、街路整備などにより、まちづくりと一体となった道路整備を進め、地域の交通の確保に努めたところであります。

さらに、将来像の3段目の安全な暮らしが確保される社会では、緊急輸送道路の防災対策や河川の改修、急傾斜地の崩壊対策など、風水害等の自然災害を未然に防止・軽減するための対策を実施しまして、安全で安心な県土づくりに取り組みますとともに、通学路など、歩道の整備や区画線・ガードレールの設置など、交通安全対策の推進にも努めたところであります。

次に、分野の2つ目、産業づくりについてであります。

右の将来像、経済・交流を支える基盤が整った社会では、建設産業の魅力を積極的に発信するため、学生を対象とした出前講座、現場見学会の実施やインターンシップ等への支援により、産業を支える人財の育成・確保を図るとともに、平成30年11月に開通しました国道218号高千穂日之影道路の雲海橋から日之影深角間など、高規格幹線道路の整備促進や地域高規格道路及びスマートインターチェンジの整備、また、重要港湾の整備等を進め、交通・物流ネットワークの整備・充実に取り組んだところであります。

次に、平成30年度決算の状況について御説明いたします。

お手元一枚紙の別紙資料、平成30年度県土整備部決算概要をごらんください。

まず、一般会計についてであります。

予算額は1,002億1,611万5,677円で、これに対する執行状況は、支出済額が683億4,492万5,000円、翌年度への繰越額が301億5,416万1,888円、不用額が17億1,702万9,489円であります。執行率は68.2%で、翌年度への繰越額を含めると98.3%となります。

なお、翌年度への繰り越しの主な理由としては、関係機関との調整等に日時を要したことや、国の補正予算の関係等により工期が不足したことによるものであります。

次に、特別会計について御説明いたします。

まず、公共用地取得事業特別会計であります。予算額は5億4,280万9,861円で、これに対する執行状況は、支出済額が4億4,250万7,100円、翌年度への繰越額が1億20万2,455円、不用額が10万306円あります。執行率は81.5%で、翌年度への繰越額を含めると99.9%となります。

なお、翌年度への繰り越しの主な理由は、用地交渉等に日時を要したことによるものであります。

次に、港湾整備事業特別会計であります。予算額は12億2,909万1,000円で、これに対する執行状況は、支出済額が10億9,598万7,524円、翌年度への繰越額が1億2,822万1,000円、不用額が488万2,476円あります。執行率は89.2%で、翌年度への繰越額を含めると99.6%となります。

なお、翌年度への繰り越しの主な理由は、関係機関との調整等に日時を要したことによるものであります。

裏面をごらんください。

次に、監査における指摘事項についてであります。

こちらに平成30年度監査の県土整備部に対する指摘状況をまとめておりますが、指摘事項が4件、注意事項が15件、合計19件の指摘を受けております。

このうち、指摘事項4件につきましては、改善状況とあわせまして、後ほど関係課長から説明いたします。

以上、平成30年度の決算状況等について御説明いたしました。決算の詳細につきましては、それぞれ関係課長等から説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○日高主査 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

平成30年度の決算について、各課の説明を求めます。なお、委員の質疑は6課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○斎藤管理課長 それでは、まず、県土整備部予算に関する資料について御説明いたします。決算特別委員会資料の2ページをごらんください。

平成30年度歳出決算事項別明細総括表ですが、この表は、決算の内容を課別に整理したものでございます。

次に、3ページをお開きください。

この表は、款項目別に整理したものでございます。説明は省略させていただきますので、後ほどごらんください。

それでは、管理課の決算について御説明いたします。8ページをお開きください。

表の一番下の段、管理課の計であります。平成30年度の決算額は、予算額19億1,253万8,000円に対しまして、支出済額17億6,063万9,921円、不用額1億5,189万8,079円でございます。執行率は92.1%となっております。

次に、目の執行率が90%未満のものはありませんので、執行残が100万円以上について御説明いたします。

7ページの表の上から3段目の(目)土木総務費でございます。不用額が1億4,395万3,561円となっております。不用額の主なものとしたしましては、職員の給料、職員手当等の人件費で、これは、職員費で支出を予定していた人件費を補助公共事務費の支出に振りかえたことによるものでございます。

次に、8ページの中ほどの(目)建設業指導監督費でございます。不用額が794万4,518円となっております。不用額の主なものとしたしましては、みやぎの建設産業担い手育成支援強化事業の委託料で執行残が生じたものであり、ほかには、建設産業経営基盤強化等支援事業補助金において、負担金・補助及び交付金で執行残が生じたものでございます。

決算については以上であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の管理課のインデックス、299ページをお開きください。

上から3行目、(1)の安全で安心な県土づくりに係る事業であります。

施策推進のための主な事業及び実績の表をごらんください。

建設業指導であります。主な実績内容等ありますが、まず、建設業法に基づく建設業許可で新規、更新等合わせて730件、経営事項審査

で2,334件の審査を実施いたしました。

また、県内各地で建設業法に関する研修会も開催しております。

次に、経営相談では、延べ86件の相談に応じたほか、新分野進出に取り組む建設業者に対して3件の補助を行ったところであります。そして、建設事業協同組合等が行う融資への原資に対する貸付のほか、若年技術者等への資格取得支援、これは、資格試験の受験料などを補助するもので、198件の助成を行うとともに、若年入職者の職場実習等に取り組む建設業者に支援を行った結果、14人の確保、定着が図られたところであります。

次に、表の下、施策の成果等ではありますが、安全で安心な県土づくりに重要な役割を果たしている建設業者に対し、先ほど説明いたしました支援等を通じまして、法令遵守の啓発や経営基盤の強化を図ったところであります。また、将来の建設業を担う若年技術者の育成を図るために、資格取得や確保・定着化の支援も行っておりまいた。

次に、監査結果報告についてであります。

委員会資料にお戻りいただきまして、5ページをお開きください。

1、収入事務についてであります。

指摘事項の1つ目、宮崎土木事務所に対する道路法に基づく特殊車両通行許可申請手数料についてであります。証紙に消印のないものが散見されたとの指摘であり、本来であれば、申請受付時に消印すべきところでありましたが、一部に消印の漏れがあったものであります。このため、申請書受付後、直ちに消印を押印するよう徹底するとともに、複数の職員で確認を行うなど、所属内でのチェック体制の強化を図ったところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

管理課の説明につきましては以上であります。

○鎌田用地対策課長 用地対策課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の9ページをお開きください。

当課の予算は、一般会計と特別会計がございりますが、まず、一般会計から御説明いたします。

9ページが一番下の段、一般会計計の欄をごらんください。

平成30年度は、予算額3億3,347万8,000円に対して、支出済額3億3,301万777円、不用額46万7,223円となっており、執行率は99.9%となっております。

目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはありません。

次に、10ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計についてでございますが、決算額につきましては、先ほど部長が説明いたしましたので、省略させていただきます。

目の執行残が100万円以上のものではありませんが、執行率が81.5%となっております。これは、翌年度への繰り越しによるものでございます。

用地対策課の一般会計、特別会計を合わせた決算につきましては、一番下の段、用地対策課計の欄をごらんください。予算額8億7,628万7,861円に対して、支出済額7億7,551万7,877円、翌年度繰越額1億20万2,455円、不用額56万7,529円となっており、執行率は88.5%で、翌年度への繰越額を含めると99.9%となります。

11ページをお開きください。

次に、特別会計の歳入についてであります。

一番下の段、歳入合計の欄をごらんください。予算現額5億4,280万9,861円、収入済額5億4,281万848円となっておりまして、収入未済

額はございません。

次に、主要施策の成果についてであります。

報告書の用地対策課のインデックス、300ページをお開きください。

公共事業用地取得の推進であります。これは、公共事業を円滑に推進するために、特別会計において公共事業用地の先行取得を行うものであります。平成30年度は、表中のほどでございますが、都市計画道路の早鈴岳下通線及び安賀多通線防災・安全交付金事業につきまして用地取得を行ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

用地対策課は以上でございます。

○石井技術企画課長 技術企画課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の12ページをごらんください。

一番下、技術企画課計の欄のとおり、当課の平成30年度の決算額は、予算額3億4,074万7,000円、支出済額3億3,977万5,835円、不用額97万1,165円で、執行率99.7%となります。

なお、当課の目は土木総務費のみであります。執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の技術企画課のインデックス、303ページをお開きください。

(1)の産業を支える人財の育成・確保についてであります。

表のふるさとみやぎ土木の魅力発信でありますが、これは、学生を対象とした出前講座や現場見学会、インターンシップなどを開催しまして、建設産業の魅力や公共事業の役割を発信

する取り組みを行ったものであります。

施策の成果等をごらんください。

小中学生や高校生など、幅広い年代の学生を対象に、建設産業の魅力や公共事業の果たす役割を伝える取り組みを継続して行うことにより、建設産業の担い手確保を図ったところであります。

今後、建設産業に就業する担い手を確保し、建設産業が魅力ある産業となるためには、引き続き、建設産業の魅力等を積極的に発信し、若者を初め、広く県民の理解を深める取り組みを行うことが必要であると考えております。

なお、参加した児童生徒からは、土木のこともっと勉強したい、女性も技術者として働いていることを初めて知った、また、県民の生命と財産を守ることの大事さがわかったなど、多くの意見をいただいたところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

技術企画課は以上でございます。

○矢野道路建設課長 道路建設課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の14ページをお開きください。

ページの一番下、道路建設課計の欄をごらんください。

平成30年度の決算額は、予算額が236億7,642万8,000円、支出済み額が175億7,691万6,217円、翌年度への繰越額が60億4,511万2,738円、不用額が5,439万9,045円で、執行率が74.2%、翌年度への繰越額を含めると99.8%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上、または執行率が90%未満のものにつきまして説明いたします。

13ページをごらんください。

下から4段目でございます(目)道路新設改良費をごらんください。不用額が5,439万9,045円となっておりますが、これは、主に国庫補助事業が確定したことに伴います不用額でございます。また、不用額の右側、執行率が71.7%となっておりますが、これは、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の304ページ、道路建設課のインデックスをお開きください。

表の一番上、公共道路新設改良であります。この事業は、国の補助金や交付金を活用しまして、国道や県道の改良を行う事業であります。

主な実績内容等の欄をごらんください。

一般国道では、国道219号ほか8路線、18工区の整備を行い、2,407メートルを供用いたしました。また、地方道では、飯野松山都城線ほか43路線、54工区の整備を行い、4,674メートルを供用したところであります。

次に、その下、直轄道路事業負担金であります。これは、国が直轄で整備をしております国道10号と220号の合わせて5工区の整備費の一部を県が負担したものであります。

続きまして、306ページをお開きください。

施策の成果等であります。道路建設課では、次の①から⑤、①市町村界を超えた広域的な医療、福祉サービスや観光振興などの地域連携の取り組みを支援するための道路、②宮崎市内及びその周辺部の渋滞緩和を図る道路、③都城圏域の経済や地域の活性化等を図る都城志布志道路、④中山間地域の産業や生活、医療を支援する道路、⑤高速道の利便性、防災機能の強化、地域活性等を図る国富スマートインタージェン

ジの整備を推進いたしました。

今後とも、安全安心な暮らしを支える道づくりを計画的に進めるとともに、地域の交流や経済の活性化を支援する道路の整備に努めてまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

道路建設課は以上でございます。

○森道路保全課長 道路保全課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の17ページをお開きください。

ページの一番下、道路保全課の計の欄であります。

平成30年度決算額は、予算額が194億4,112万円、支出済額が145億3,396万6,478円、翌年度への繰越額が45億8,619万7,000円、不用額が3億2,095万6,522円で、執行率が74.8%、翌年度への繰越額を含めると98.3%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上、または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

前のページ、15ページをお開きください。

3段目の(目)道路橋梁総務費であります。不用額が1,098万543円となっております。これは、主に道路台帳修正業務に要する経費等の執行残によるものであります。

16ページをごらんください。

3段目の(目)道路維持費であります。不用額が3億997万5,979円、執行率が73.9%となっております。

不用額につきましては、主に国の交付金事業費が確定したことに伴う不用額であり、執行率につきましては、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、17ページをお開きください。

中段、(目) 橋梁維持費であります。執行率が62.8%となっております。これも翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の307ページ、道路保全課のインデックスのところをお開きください。

(1) の快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

まず、主な事業及び実績について、沿道修景美化推進対策であります。これは、国県道の沿道における樹木等の植栽を保護するとともに、花木類の植栽を行ったものであります。

次に、施策の成果等であります。宮崎県沿道修景美化条例で、沿道修景植栽地区として指定した地区を重点的に、樹木の管理や花の植栽を行い、道路環境の創出及び保全に努めたところであります。

また、植樹などの植栽活動を実施して、美しい宮崎づくり推進条例のPRと機運の醸成を図ったところあります。

309ページをお開きください。

(1) の安全で安心な県土づくりについてであります。

まず、公共道路維持であります。この事業は、国の交付金等により実施する事業であり、橋梁補修を初め、防災対策や舗装補修等を行ったところあります。

次に310ページをお開きください。

改善事業、「美しい宮崎の道」愛護活動推進についてであります。これは、地域住民等が行う道路美化や草刈り活動について、支援団体に対して活動用具や活動奨励金の支給を行ったところあります。

次に、311ページをごらんください。

施策の成果等についてであります。①から③に記載しておりますように、道路パトロール等による日常的な道路の維持管理、橋梁などの道路施設の点検及び補修により、道路利用者の安全確保に努めており、緊急輸送道路については、引き続き、防災対策を進めて、その機能確保に努めてまいります。

また、④にありますように、地域住民等が行う道路美化や草刈り活動については、広く県民へ活動内容の周知を図るなど、地域の活動支援に努めてまいります。

312ページをお開きください。

(2) の交通安全対策の推進についてであります。

表の上段、公共道路維持であります。この事業は、国の交付金等により実施する事業であり、歩道などの交通安全施設の整備を行ったところあります。

次に、人にやさしい沿道環境整備であります。小規模な歩道などの整備を行ったところあります。

次に313ページをごらんください。

施策の成果等についてであります。歩道等の整備につきましては、通学路交通安全プログラムを踏まえ、通学路において整備等を行ってきたところであり、このうち、道路拡幅等を必要とする箇所については、国の交付金事業等を活用した取り組みを実施するとともに、防護柵の設置など、小規模な対策については、県単事業により対策を行ってきたところあります。

今後も、このプログラムに基づく対策を実施し、一層の交通環境の充実を図っていくこととしております。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

ます。

次に、監査報告についてであります。

委員会資料に戻っていただきまして、5ページをお開きください。

(3)の契約事務の指摘事項についてであります。

高鍋土木事務所におきまして、東九州自動車高鍋インターチェンジ及び都農インターチェンジに連結する県道高鍋インター線及び県道都農インター線の維持管理等の受委託に関する業務委託契約について、契約手続がおくれているとの指摘であります。これは、契約手続において事務処理がおくれたものであり、今後は処理漏れのないように複数人で管理する進捗管理表を作成し、状況を随時確認するなど、チェック体制を強化して再発の防止に努めてまいります。

次に、6ページでございます。

(5)その他の項目の指摘事項であります。

西臼杵支庁におきまして、道路法に基づく特殊車両通行許可について、決裁を受けずに許可証を交付していたものが見受けられたとの指摘であります。これは、許認可事務において、決裁手続に不備があったものであることから、担当職員への許認可事務への理解を促し、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、今後の再発防止のために、許可証交付に関するチェックシートを作成し、進行管理を行うこととしました。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

道路保全課につきましては以上でございます。

○中尾高速道対策局長 高速道対策局でございます。当局の決算について御説明いたします。

委員会資料の43ページをお開きください。

一番下の段になりますが、当局の平成30年度

の決算額は、予算額23億8,771万9,000円、支出済額23億8,708万3,478円、不用額63万5,522円、執行率は99.9%となっております。

目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の345ページをお開きください。

(2)交通・物流ネットワークの整備・充実の柱で取り組んでいるものであります。

中段の表、施策推進のための主な事業及び実績をごらんください。

まず、1段目の高速道路網整備促進につきましては、高速道路網の早期整備に向けて、各種大会等の開催や、国等への要望活動に関する経費になりますけれども、30年度の実績は、各種大会等29回、要望活動を16回行っております。

次に、その下の高速自動車国道等直轄事業負担金については、新直轄方式で整備する1区間、直轄方式で整備する3区間、計4区間の整備に係る県の負担金であります。

続きまして、下の段の表、施策の進捗状況についてであります。

高速道路の整備であります。平成30年度末におきまして74%の整備率となっております。

続いて、施策の成果等について御説明いたします。

次のページ、346ページの②をごらんください。

まず、1行目、東九州自動車道になりますが、未事業化区間である油津～夏井間のうち、油津～南郷、奈留～夏井間の新規事業採択時評価の手続が完了し、今年度の当初に新規事業化されております。

その下、事業中区間の清武南～日南北郷間につきましては、平成30年12月に九平トンネルが

貫通するなど事業が進捗しております。

次に、5行目の九州中央自動車道になります。未事業化区間のうち、五ヶ瀬～高千穂間の9.2キロが、平成30年4月に新規事業化されたところでもあります。

事業中区間である高千穂～日之影間につきましては、平成30年11月に高千穂側の雲海橋から日之影深角間の約2.8キロが開通するなど、事業が進捗しております。

下から3行目、今後の課題になりますけれども、沿線の自治体、民間団体等とさらなる連携を図りまして、高速道路の一日でも早い全線開通に向けて、建設促進大会の開催や国への要望等、引き続き取り組んでいく必要がございます。

最後に、監査につきまして、特に報告すべき事項はございません。

高速道対策局は以上でございます。

○日高主査 説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○中野委員 別紙資料の1の一般会計、(4)の繰り越しの主な理由の2番目ですが、もっと平たく書く方法はなかったものですか。国の補正予算の関係等により、工期が不足したため——我々が見ても、何のことだろうかと思ったんです。補正予算を組むのが年度の後半になったから、工期の期間が短くなりということですが、何かもっと平たく書けないですか。その前のは、日時を要したとか、そういう書き方ですよ。こういうふうに書いているのは国の指導ですか。

○斎藤管理課長 ちょっとわかりづらい表現になったかとは思いますが、簡潔に表現すると、どうしてもこういうような表現しか書きあらわすことができなかつたものですから、申しわけございません。

今、中野委員からもございましたが、結局、

補正事業が2月以降に国から下りてきますので、どうしても日時、工期が不足することになってまして、繰り越しが生じたということになっております。

○中野委員 単純に国の補正予算が年度末のためと書けばいいと思うけどな。そんなふうには書けないんですか。

○斎藤管理課長 今後、もう少しわかりやすいような表現に書きかえていきたいと思っております。

○前屋敷委員 311ページの道路美化で、パートナーシップ事業になるかわかりませんが、草刈りといいますか、除草の件で、沿道沿いで、かなり伸びているところなども見かけたりするんですけど、ボランティアの団体の皆さんで、草刈りなどが地域の皆さん方の協力もいただいて、美化保全に努めておられるのは、大変ありがたいことなんですけれども、今、道路の除草で、もう既に除草剤の散布が試験的な形で行われているというふうに聞いているんですけど、これはいつぐらいから——昨年度から、もうそういう試験的な取り扱いはされているんですか。

○森道路保全課長 除草剤の使用につきましては、昨年度から行っておりまして、今年度も一部実施しているところでございます。

これにつきましては、いろんな声をいただいております。今のを試行的にやっておりますので、そういったものを判断しながら、今後の展開をまた考えていきたいと思っております。

○前屋敷委員 発がん性があるラウンドアップとかが使われている、また通学路などにも散布されていることなどがあって、そういう除草剤は使わないでほしいという声とか要望、そういったものを今もう既に聞いているところなものですから、今の状況をお聞きし、また今後どうい

うふうにするかも大きな課題だと思いますので、お願いします。

○森道路保全課長 地域の方々の声、そして、先ほどおっしゃられたようないろんな意見も耳に届いておりますので、今後そういったことを含めて考えていきたいと思えます。

○田口委員 今ちょっと草刈りの件が出ましたので。実は、私の地域でも、以前は地域で、河川課も関係してくることですけれど、草刈りをしておったけれども、高齢化によって、もう危ないところだと、そんなことはもうやめようというところが結構ふえてきているんです。地域の皆さん方が、ちょっとお金をもらってやるとかというのは、もう非常に体力的にも、また、けがでもしたら大変なことだということで、実は私のところでも、蛇谷川というところの河川の地区でやっていたものとかはもうやめてしまいました。

ただ、道路のほうは182でふえているんですが、これは草刈りがどの分だけ占めているのかわかりませんが、かなり厳しくなっているんじゃないかと思うんですが、道路保全課と河川課に現在の状況を伺います。

○森道路保全課長 今、310ページに記しておりますが、平成30年度末で182団体あります。この内訳がございまして、民間の活動団体と協定を結んでいるのが、美化活動と草刈りに分かれております。草刈りのほうで提携しておりますのが半分の91団体になります。数としては、まだ増加傾向にはございますけれども、実際に活動団体の皆様の声を聞くと、やはり高齢化で、なかなか活動が難しくなっているというような声もお聞きしております。

そういった中で、例えば、従来草刈りの奨励金につきましては、500メートル以上の規模のも

のについて奨励金を出していたんですけれども、これを200メートル以上でも出せるように、規模を縮小して、規模が小さいものでも奨励金をお支払いするという事で、体力のない御高齢の方でも、何かやりたいと思われれば、活動がしやすくなるような環境づくりはやっているところでございます。

○高橋河川課長 河川課からも御報告します。

パートナー事業ですが、先ほど委員がおっしゃったとおり、高齢化というお話は聞いております。ただ、数からいきますと若干ふえている状況であります。あと河川課のほうは、後からまた説明しますけれども、アダプト制度というものを民間の企業でやっております。これも、毎年少しずつふえております。これを利用しながら、民間の方々と協力しながら、草刈りをやっていこうと考えております。

○田口委員 わかりました。

○中野委員 その草刈りですが、この前もちょっと委員会で言いましたが、もっと早くできないもんですか。草がぼうぼうしてから、一生懸命業者が草刈りをしてはいますが、もっと早くできないのかなど。沿道修景美化推進対策とか書いてあるけれど、私が来る道で、国管轄の10号線なんかは、植木がもう枯れるぐらいになってから草の処理をされます。普通の県管理の国道も県道も似たようなもんです。前にも1回言ったことがあります、農家を精農、中農、駄農と3つに分けるんです。まず、中農は、草が生えてから草をとる。駄農は、草が生えても草をとらない。精農は、草が生える前に草をとる。それを参考にしてください。

○森道路保全課長 今の委員からの御意見は、地域の方からもいただくことは確かにあります。予算の話をするとなかなかあれなんですけれど

も、労務費の上昇なんかもありまして、草刈りの回数とか草刈りをする幅とか、そういったものが過去に比べると若干制限されてきている部分もございます。

そういった中で、先ほど前屋敷委員からお話がありましたけれども、除草剤なんかセットで効率的にうまくできないかというような試みを今やっているところでございます。また、どのタイミングで草を切るのが一番効果的で、景観にもいいか、そういったところも踏まえながら、全体的な草刈りの方向性や手法、そういったものを検討してまいりたいと思います。

今、委員がおっしゃられた、中農、駄農、精農、この言葉もちょっと胸に刻んで考えていきたいと思います。

○山下委員 関連ですが、国県市道とあるんですけれども、原則何回やるんですか。

○森道路保全課長 基本は1回でございます。その中で、例えば、交通量が多いところ、交通安全上必要な場所、それから、観光地、こういった特定の場所につきましては、2回から3回行うということで、今行っているところでございます。

○山下委員 1回だとかなり無理があると思うんです。草は、もう3月、4月からばっと伸びてきます。一番の繁茂時期は6月、7月です。そして、1回それで刈る、そして、また今の時期に穂が出てきて、秋口になるともうかなり伸びてきますから、原則2回ぐらいかなと思うんですが、造園業界の皆さん方に聞くと、人手がいなくて、なかなか受注ができないというような話も聞くもんですから。そこは何か問題を抱えていませんか。

○森道路保全課長 今委員がおっしゃられた作業をしていただける人がいない、人手が足りな

いということが非常に大きな課題にはなっております。それが、先ほど言いました除草剤を活用して効率的にという一つの理由になっておりました、そういったことを踏まえながら、草刈りのやり方については総合的に検討する必要がありますのではないかなと思っております。

○山下委員 私は除草剤の使用は進めないといけないと思うんです。なぜかというと、私どもが通っている国道とか県道で、自転車が通る通学路の歩道があるんですが、そこの両脇はもう田んぼで、物すごい勢いで、人間も通れないぐらいの草が茂ってくるんです。だから、私はこういう人手不足の中で業界も苦勞しているんだったら、ラウンドアップは別として——多分ラウンドアップは使っていないと思うんですが——あなた方は、除草剤は何を使っているか、薬のメーカーはわかっていますか、

○森道路保全課長 ラウンドアップも使っております。今、私たちが使用している除草剤は、一応人体に影響がないという証明をもらっているものを使っているところでございます。

○山下委員 ラウンドアップは、確かに残留効果が強いです。葉で吸収して、根を枯らすわけですから、完全な除草効果はラウンドアップが一番強いんですが、害のないところで、もう農家も使っているわけですので、使い方を区別していただいて、やはり除草剤の使用はやっていかないと、安全とどっちが大事なんです。人が大事なのか、交通事故とか。危険性がないのか、そこも判断して進めてください。

それと、民間への発注なんです。同じように高齢化して、資金稼ぎで楽しくやっていた人たちがなかなかできなくなる。私もいろんな相談を受けた中で、行政発注で造園業に頼むのと、民間に頼むのとは差がかなりあったような気が

するんですが、その差を教えてください。メーター当たり何ぼですか。

○森道路保全課長 これは概算でございますが、専門の業者さんに頼む費用に比べて、先ほど言いました民間の活動をされている方に、例えば、奨励金とか用具の提供とか、そういったものを行いますけれども、そういったものと比べると、民間の活動をされている方のほうが業者に頼む費用の大体10分の1ぐらいになるということで、今のところは試算をしております。

○山下委員 あれだけやっぱり難儀な仕事をしていくわけですから、10分の1ですか、前聞いたらかなり下がったような気がするものですから、そこ辺の見直し等もできれば検討していただいてもいいのかなと思うんです。どうしても大事なところは、地域の公民館に発注するとか。

○森道路保全課長 草刈りにつきましては、先ほどおっしゃられたような人手不足といったものがあって、地域によっては、確かに受注が難しいような場所も出ております。そういった中で、例えば、西臼杵支庁では、草刈り業務を地域メンテナンスの業務の中に取り込んで一緒にやってもらうというような取り組みを現在やっております。いろんなやり方を試みながら、適正な手法を検討してまいりたいと思います。

もちろん人件費が高騰している場合は、人件費の高騰分はちゃんと反映して委託するようにはしておりますので、あとはどういった発注の仕方をするのか、そういったところを検討する余地はあるのかなとは思いますが。

○外山委員 この別紙資料に戻りますけれども、翌年度への繰越額が約301億円、例年こんなにあるわけじゃないですよ。今回は国土強靱化の関係の予算がついたから、こんなふえているということですか。

○斎藤管理課長 昨年が約253億円になっておりますので、昨年よりは2割ぐらい増となっております。30年度は、国土強靱化関係の補正がついておりますので、大きくなっているところがございます。

○外山委員 でも四十何億しかないわけです。思ったより差がないんだけど、こういったことが毎年あるわけですが、新年度へのしわ寄せとか影響はないんですか。

○斎藤管理課長 新年度への影響でいいますと、繰越額がやはり大きくなりますと、工事件数がやっぱりふえてくるので、私どもが平準化に取り組んでいる中で、多少のしわ寄せは出てきているところがございます。

○外山委員 つまり、繰り越しということは、前年度の予算を消化し切れないからまたぐんだけれども、いわゆる業界からいつも要求がある平準化、5、6、7月、上期の発注が少ないという、これにはあんまり関係ないと思う。

○斎藤管理課長 当然、繰り越し及びゼロ県債とか、そういったものを使いながら当然平準化には取り組んでおります。額がやはり大きくなると、通常そういった押し並べていったときに、ちょっと大きくなってきますので、そういったところでの影響が出てくると話したところがございます。

○窪田委員 委員会資料の17ページの橋梁維持費の執行率が62.8%ですが、繰越明許が多いような感じがするんですけれども、何か理由があるんでしょうか。

○森道路保全課長 橋梁維持費につきましては、橋梁維持は、当然設計をして工事を発注するというサイクルがございますけれども、同じ年度に設計をして工事までやるというときに、どうしても工期が足りなくなって繰り越しをしてし

まうというようなことが、こういう原因になっているところがございます。

○窪菌委員 毎年こういった傾向にあるんでしょうか。

○森道路保全課長 予算のつきぐあいにもよりますが、予算が多くついた場合は、やはり間に合わなかった。特に、30年度につきましては、2月に補正がついておりますので、そういったことも影響しているところがございます。

○窪菌委員 2月の補正等ということになると、工期が3月までですから、そういった関係があるんでしょうけれども、全体的に見てみますと、繰り越し明許がずっと多いような感じがするんですが、この決算とはちょっと離れますけれど、ことしみたいに雨の多い年とかは、やっぱりまだふえる傾向にあるんですか。

○日高主査 決算から離れますが、いいですか。

○森道路保全課長 工種によって、雨が多いときは工期内に終わらないというようなことは当然出てくると思います。例えば、橋の塗装とか表面の舗装とか、雨に影響を受ける工事がございますので、そういった場合はそういうこともあり得るとは思います。

○窪菌委員 わかりました。

○山下委員 管理課の299ページなんですけど、今、全体的に見ると、非常に建設産業が仕事がもう非常に多い。もう以前のバブルを超えるぐらいの勢いで仕事が多いということで、公共発注もそうでしょうけれども、民間投資もやっぱり顕著でありまして、皆さん方うれしい悲鳴がある一面、今度は人手不足とか、技術者がいないということで、今までとは違う大きな問題を抱えているのが、建設産業の今の状況だろうと思うんです。

その中で、業者の皆さん方も、公共工事を受

注した段階で非常に利益も出ているということなんですけど、時代の流れかどうかわかりませんが、建設業の新規の許可が124件と出ているんですが、例年こんなもんなんですか。

○斎藤管理課長 例年なんですけど、去年は、新規が167件で、ある程度、100から200の間では推移しているところがございます。

○山下委員 Aクラス、Bクラス、Cクラスとあると思うんですが、どのクラスの人たちが新規に設立されているんですか。

○斎藤管理課長 新規になると、一番下のクラスからまず張りつけということになりますので、Cということになると思います。

○山下委員 わかりました。

協会登録がなされていない人たちもかなりいるのかなと思うんですが、夫婦でやったり、そういう人たちがふえてくることは非常にありがたいことで、下請をしてくれる人たちが随時設計をつくってくるわけですから。今、仕事をとっても下請をしてくれる人がいないとか、そういう問題も抱えているもんですから、この数字を見て理解いたしました。

それから、この経営事項審査で2,334件の指導があったということなんですけど、例年もこういう状況ですか。

○斎藤管理課長 去年も2,336件で、例年大体同じような数字で推移しております。

○山下委員 去年、大建の問題があって、ホットライン、いわゆる通報制度ですが、そこ辺の皆さん方の意識もいろいろ変わってきたのかなと思うんですけれども、皆さんの相談はふえてきていますか。

○斎藤管理課長 ホットラインにつきましては、昨年度は12件、29年度が3件ですので、若干昨年度はふえております。今も、ホットラインの

ほうにかかってきてはいるんですが、主には、下請工事金額のトラブルとか、そういったものが多い傾向でございます。

○山下委員 わかりました。

○前屋敷委員 このページに関連して、新分野進出支援というのがあるんですけど、どういう分野なのかと、3件ありますが、どの程度の支援をしておられるのか。

○斎藤管理課長 新分野進出の3件なんですけど、内訳につきましては、清掃業が1つ、あと人材派遣、それと太陽光発電、こういった分野に進出しているところに助成をしております、金額は^{※1}各100万円の助成をしております。

○前屋敷委員 例年このぐらいの数なんですか。金額は変わらないわけですか。

○斎藤管理課長 去年は5件ほどの実績がありました。金額は、昨年までは、経営革新計画を受けていれば250万の限度額を上げていた場合もありましたが、今年度からは100万円ということで、やっているところでございます。

○日高主査 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時5分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

○斎藤管理課長 申しわけございません。先ほど、前屋敷委員から問い合わせのありました新分野進出の金額を間違えまして、昨年度の3件のうち、人材派遣と清掃業の2者については250万円を昨年度助成しております。

○日高主査 それでは河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

平成30年度の決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、6課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○高橋河川課長 河川課でございます。当課の決算について御説明します。

委員会資料の18ページからでございますが、まず23ページをお開きください。

一番下の欄、河川課計をごらんください。

当課の平成30年度決算額は、予算額294億1,158万1,000円、支出済額153億2,874万6,331円、明許繰越額125億8,949万2,000円、事故繰越額^{※2}4億9,558万8,450円、不用額10億2,775万4,219円、執行率52.1%で、翌年度への繰越額を含めると、96.5%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のものと、執行率が90%未満のものについて御説明します。

戻っていただきまして、18ページをお開きください。

3段目の(目)河川総務費であります。不用額が258万6,485円、執行率は45.6%となっております。

不用額につきましては、主に河川施設の維持・管理事業費の確定に伴うものでありまして、執行率につきましては、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、19ページをお開きください。

4段目の(目)河川改良費であります。不用額が4,717万989円、執行率は55.9%となっております。

※1 このページ左段に訂正発言あり

※2 63ページに訂正発言あり

不用額につきましては、主に、国の直轄事業費の確定に伴うものでありまして、執行率につきましては、翌年度への繰り越しによるものがあります。

次に、20ページをごらんください。

中段の(目)海岸保全費であります。執行率が46.9%になっております。これについても、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、21ページをお開きください。

(目)水防費であります。不用額が248万3,893円となっております。これは、主にダム管理負担金の確定に伴うものであります。

次に、22ページをごらんください。

3段目の(目)土木災害復旧費であります。不用額が9億7,551万853円、執行率は41.5%となっております。

不用額につきましては、災害査定決定後の入札執行差額でありまして、執行率につきましては、主に翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書、河川課のインデックス314ページをお開きください。

2、良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。

表をごらんください。

一番上の次代へつなげよう！魅力ある川・海づくりでは、河川や海岸での美化清掃を行う48のボランティア団体を支援したり、NPO法人との協働による、体験型の水辺とのふれあい教室を4回開催するとともに、水難事故防止のための安全教室を22回開催したところであります。

315ページをごらんください。施策の成果等があります。

①であります。河川や海岸の美化清掃を行う愛護ボランティアの活動の延べ参加人数につきましては、平成30年度は約8,200名の参加があり、また、河川パートナーシップ事業への参加団体につきましては、前年度を上回る705団体となるなど、県民との協働による河川・海岸の管理が進展しております。

316ページをお開きください。

1、安全で安心な県土づくりについてであります。

表をごらんください。

一番上の広域河川改修であります。これは、平成17年度の台風14号などにより浸水被害を受けた耳川ほか8河川におきまして、河道掘削や築堤を行っております。

317ページをごらんください。

2番目の津波・高潮・耐震対策河川であります。これは、津波被害が想定される延岡市の沖田川ほか9水系で、河川における堤防の耐震設計や樋門の自動閉鎖化工事などを行っております。

318ページをお開きください。

1番目の公共海岸であります。これは、老朽化した海岸施設の機能回復及び津波等に対する強化を図るもので、日南市の伊比井海岸において、護岸の補修などを行っております。

次の、県単河川改良であります。これは、延岡市の北川ほか72河川におきまして、河道掘削や築堤、護岸整備などを行っております。

次に、320ページをお開きください。

1番目のダム施設整備であります。松尾ダムの管理用制御処理施設の改良や立花ダムの堤体照明の改良等を行っております。

321ページをごらんください。施策の成果等があります。

まず、①であります。平成17年度、台風14号などにより甚大な浸水被害が発生した河川を中心に改修事業を実施しているところであり、平成30年度は、水防災事業で取り組んでいる五ヶ瀬川や北川などの対策工事を推進するなど、洪水に対する安全性の向上が図られているところでもあります。

しかしながら、河川の整備率は49.5%といまだに低い水準にあることから、今後ともより一層重点的に河川改修を推進していく必要があります。

また、②であります。雨量局、水位計及び監視カメラを計画的に設置しており、平成30年度には、古江川など3河川に設置したところがあります。

次に、⑤の災害復旧事業であります。平成30年度に被災した310カ所の62.6%に着手し、早期復旧に努めているところでもあります。

最後に、⑥であります。本県は、自然災害のリスクが高いことから、県土の強靱化を着実に推進していく必要があります。

今後も引き続き、必要な予算確保に努めるとともに、効果的な事業執行を行い、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進してまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告する事項はございません。

河川課は以上でございます。

○原口砂防課長 砂防課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の25ページをお開きください。

25ページの一番下の段、砂防課計をごらんください。

平成30年度決算額は、予算額104億3,736

万4,288円に對しまして、支出済額69億440万959円、翌年度繰越額35億3,240万6,000円、不用額は55万7,329円でありまして、執行率66.2%で、翌年度への繰越額を含めると、執行率は99.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のものはありませんので、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

24ページをお開きください。

ページの中ほどの(目)砂防費でございますが、執行率が66.0%となっております。これは、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の砂防課のインデックス、322ページをお開きください。

(1)安全で安心な県土づくりであります。主な事業について御説明いたします。

表の一番上の通常砂防でございます。小林市の原谷川2ほか27溪流において、堰堤工を実施しております。

323ページをごらんください。

表の一番上の地すべり対策でございます。椎葉村の大藪地区ほか2地区において、排土工やのり面工を実施しております。

324ページをお開きください。

表の一番上の急傾斜地崩壊対策でございます。宮崎市の星叶地区ほか40地区において、擁壁工やのり面工を実施しております。

その下、総合流域防災でございます。これは、流域一体となった防災対策を進める事業でございますが、緊急改築として、日南市の猪八重川ほか11カ所において、既存の砂防堰堤の改築を実施しております。

また、基礎調査としまして、土砂災害警戒区

域等の指定のための調査を県内一円で実施しております。

325ページをごらんください。

表の一番上、県単砂防でございます。宮崎市高岡町の北小崎谷川ほか13溪流において、水路工や護岸工などを実施しております。

326ページをお開きください。

表の一番上、県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策でございます。これは、市町村が実施する工事等に対する県からの補助金でございます。椎葉村の野老ヶ八重地区ほか14地区において、擁壁工やのり面工を実施しております。

327ページをごらんください。施策の成果等についてであります。

①土砂災害危険箇所の整備、いわゆるハード対策についてであります。ハード対策については、避難場所や災害履歴のある箇所などから、計画的に整備を進めておまして、平成30年度は、土石流対策として1溪流、急傾斜地崩壊対策として5カ所の工事を完成させました。

平成30年度末の整備率は29.9%という状況にありますことから、今後とも計画的かつ重点的に対策を推進してまいります。

次に、②ソフト対策であります。土砂災害防止法に基づき、平成30年度は、750カ所の土砂災害警戒区域等を指定したところでございます。

③土砂災害防止に対する県民への啓発活動についてであります。小中学生を対象とした土砂災害防止教室を初め、地域住民や自治会長などを対象とした土砂災害防止講座を開催し、平成30年度は、延べ3,509人の参加があったところです。

最後に、④に記載しておりますように、今後とも安全で安心な県土づくりを目指し、危険箇所の整備を計画的に進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進や防災情報の提供に取り

組むなど、ハード・ソフト両面から総合的な土砂災害防止対策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

砂防課は以上でございます。

○江藤港湾課長 港湾課でございます。当課の決算について御説明いたします。

港湾課には、一般会計と特別会計がございますが、まず、一般会計から御説明いたします。

委員会資料の29ページをお開きください。

一番下の一般会計の計の欄であります。

平成30年度決算は、予算額60億8,291万6,389円、支出済額43億3,037万7,847円、翌年度繰越額16億1,920万5,000円、不用額1億3,333万3,542円、執行率71.2%、翌年度繰越額を含めると、97.8%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

前のページにお戻りいただいて、26ページをお開きください。

上段の(目)土木総務費であります。不用額が314万958円となっております。これは、主に空港整備直轄事業負担金が確定したことによるものであります。

次に、27ページをお開きください。

中段の(目)港湾管理費であります。不用額が8,920万8,718円となっております。これは、主に港湾整備事業特別会計に対する操出金の不用額であります。

また、執行率が82.7%となっておりますが、翌年度への繰り越しによるものであります。

28ページをごらんください。

中段の(目)港湾建設費であります。執行

率が61.7%となっております。これは、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、29ページをお開きください。

中段の(目)港湾災害復旧費であります。不用額が4,097万4,277円となっております。これは、公共港湾災害復旧事業費が確定したことによるものであります。

また、執行率が43.3%となっておりますが、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、30ページをごらんください。

港湾整備事業特別会計の決算についてであります。

決算額等につきましては、先ほど部長が説明いたしましたので省略させていただきますが、一般会計と同じく、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

上段の(目)港湾管理費であります。不用額が288万20円となっております。これは、港湾施設の維持管理、修繕費の不用額であります。

また、執行率が75.8%となっておりますが、翌年度への繰り越しによるものであります。

31ページをお開きください。

下段の(目)予備費であります。

予備費は、年度途中において、不測の事態により、予定外の支出の必要が生じた場合等に対処する経費であります。全額の200万円が不用額となっております。

次に、一番下の港湾課計の欄をごらんください。

当課の一般会計、特別会計を合わせました平成30年度決算額は、予算額73億1,200万7,389円、支出済額54億2,636万5,371円、翌年度繰越額17億4,742万6,000円、不用額1億3,821万6,018円、執行率74.2%、翌年度繰越額を含めると、98.1

%となります。

次に、32ページをごらんください。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

一番下の段の歳入合計ですが、予算現額12億2,909万1,000円に対しまして、収入済額が13億3,579万4,196円となっております。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の港湾課のインデックス、328ページをお開きください。

(2)の交通・物流ネットワークの整備・充実についてであります。

主な事業及び実績であります。港湾改修は、細島港におきまして、津波が来た場合でも防波堤の機能を保つための改良を行ったもの、宮崎港では、航路泊地等を安定的に維持するための防砂堤の整備、油津港では、緊急物資輸送のための岸壁の耐震改良等を行ったものであります。

329ページをごらんください。

上の統合補助は、宮崎港におきまして、津波避難施設の整備を行うとともに、各港湾におきまして、岸壁等の補修、緑地の整備を行ったものであります。

330ページをお開きください。

下から2つ目の改善事業、油津港利用環境支援であります。

油津港では、チップ船やクルーズ船などの大型船が利用する際に、ほかの港からタグボートを回航する必要がありますことから、日南市が実施しておりますタグボートの回航経費の支援事業に対しまして、県が助成を行い、港の利用促進を図ったものであります。

332ページをお開きください。施策の成果等についてであります。

港湾整備につきましては、下の②から④にお示ししておりますとおり、3つの重要港湾を中心に、それぞれの地域の特性に応じて重点的、効果的な整備に努めますとともに、維持補修等にも計画的に取り組んでおります。

⑤の港湾関係災害復旧事業では、平成30年に被災した2カ所で復旧工事を行っております。

また、最後に、ポートセールス活動につきましては、県内外で港湾セミナーを開催するとともに、企業訪問等を実施し、県内港湾の利用促進を図っているところでございます。

主要施策の成果については以上であります。

次に、監査結果報告についてであります。

委員会資料にお戻りいただきまして、5ページをお開きください。

(1) 収入事務の2段目であります。

北部港湾事務所の「港湾使用料等について、調定事務の大幅におくれているものなどが散見された」との指摘であります。こちらにつきましては、指摘後、速やかに使用許可に係る管理表を作成するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めております。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

港湾課につきましては以上でございます。

○甲斐都市計画課長 都市計画課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の33ページから36ページで当課の決算について記載しておりますが、まず、36ページをお開きください。

一番下、都市計画課計の欄をごらんください。

当課の平成30年度決算額は、予算額35億3,152万3,000円、支出済額26億2,772万2,599円、翌年度繰越額8億9,075万5,000円、不用額1,304万5,401円となっております。執行率は74.4%、

翌年度繰越額を含めると、99.6%となっております。

目の執行残が100万円以上、または、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

戻っていただきまして、34ページをお開きください。

上から4段目、(目)街路事業費であります。不用額1,200万円につきましては、国の交付金事業費が確定したことに伴うものであり、執行率64%につきましては、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。報告書の都市計画課のインデックス、333ページをお開きください。

まず、2の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

表の3番目、改善事業、美しい宮崎づくり推進であります。これは、市町村の景観計画策定に対し支援したほか、景観形成に関するアドバイザーの派遣などを行ったものであります。

表の4番目、都市計画に関する基礎調査実施であります。これは、都市計画法の規定に基づきまして、人口、産業及び土地利用等の現況及び将来の見通しを調査するもので、平成30年度は、表の右の欄に記載しております9つの都市計画区域について調査を実施したものであります。

次に、335ページをお開きください。

これらの取り組みによる施策の成果等ありますが、③にありますように、美しい宮崎づくりにつきましては、景観計画の策定支援や啓発活動に取り組んだところではありますが、今後も、市町村、県民、事業者との連携による美しい宮崎づくりを推進していくこととしております。

⑤の都市計画に関する基礎調査につきましては

は、調査結果を都市計画区域マスタープランの改定や、都市計画の決定に活用してまいります。

次の336ページをお開きください。

(2) 地域交通の確保であります。

表の2番目、公共街路であります。これは、延岡市の安賀多通線ほか7路線で、街路の整備を行ったものであります。

337ページをごらんください。

これらの取り組みによる施策の成果等ではありますが、街路事業等につきましては、環状道路や交通結節点へのアクセス道路の整備、通学路の交通安全の確保など、街路の整備を進めたところであります。

今後とも、安全で円滑な交通を確保するとともに、安心して快適な都市空間の整備に取り組んでいくこととしております。

次の338ページをお開きください。

3の(1)安全で安心な県土づくりであります。

表の公共都市公園整備であります。県総合運動公園第1陸上競技場のトラック舗装改修など、老朽化した施設の機能更新を行ったものであります。

施策の成果等ではありますが、老朽化した施設の更新整備を行ったところありますけれども、今後ともより安全で快適な公園づくりに努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果についての説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

都市計画課の説明は以上であります。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の37ページからでございますが、まず、40ページをお開きください。

表の一番下、建築住宅課の計をごらんください。

平成30年度決算額は、予算額が24億3,854万5,000円、支出済額が20億20万5,574円、翌年度への繰越額が4億2,540万5,000円、不用額が1,293万4,426円、執行率82.0%で、翌年度への繰越額を含めると99.5%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上、または、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

資料の37ページへお戻りください。

表の中ほどの(目)建築指導費ではありますが、不用額が878万1,912円となっております。これは、主に補助金でありまして、古い耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を国、県、市町村で支援する木造住宅耐震化推進事業において、事業費が確定したことなどによるものであります。

次に、38ページをごらんください。

表の上から6段目の(目)都市計画総務費ではありますが、執行率が67.5%となっております。これは、開発審査会の開催回数が当初予定より下回ったことなどによるものであります。

表の下から4段目の(目)住宅管理費ではありますが、不用額が336万9,511円となっております。これは、県営住宅の緊急修繕のための経費が想定を下回ったことなどによるものであります。

次に、39ページをお開きください。

表の下から4段目の(目)住宅建設費ではありますが、執行率が62.7%となっております。これは、翌年度への繰り越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の建築住宅課のインデックス、339ページをお開きください。

(1) 快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

表の公共県営住宅建設であります。一番右側の列の主な実績内容等の欄をごらんください。

2項目めの住宅整備事業であります。30年度には、小林市の堅田原団地3号棟3戸が完成し、入居を完了しております。

その下の環境整備事業では、都城市の都原団地等の高齢者改善工事、宮崎市の光町団地の給湯設備改修工事を実施したところであります。

次に、340ページをお開きください。表の下の施策の成果等であります。

①の県営住宅についてであります。宮崎県営住宅長寿命化計画に基づき、建てかえや外壁改修、住戸改善による既存住戸のバリアフリーのほか、給湯設備の改修など、入居者の安全・安心の確保に努めたところであります。

今後とも、居住の安定に配慮が必要な世帯の多様なニーズに対応できるよう、安全・安心に暮らせる環境の整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、342ページをお開きください。

(1) 安全で安心な県土づくりであります。

表の下の段の木造住宅耐震化推進であります。市町村が、木造住宅の耐震化に取り組む所有者等に対して補助を行う事業につきまして、その費用の一部を国及び県が支援する事業であります。アドバイザー派遣66件、耐震診断114戸、耐震改修設計33戸、耐震改修32戸について支援を行ったところであります。

次に、343ページをごらんください。

上の表の、下から2段目の建築物耐震化促進であります。改正耐震改修促進法に基づき、耐震診断が義務づけられた一定規模以上のホテル、百貨店などの大規模な民間建築物のうち、4棟の耐震改修について、国及び関係市とともに補助を行い、耐震化を促進したところであります。

施策の成果等についてであります。344ページをお開きください。

②の木造住宅の耐震化につきましては、市町村における耐震化の取り組みを促進するため、ダイレクトメールや戸別訪問等の取り組み内容や、実施目標を取りまとめたアクションプログラムの策定を促進したほか、住宅所有者等の負担が軽減されるよう、より合理的で安価な改修工法の普及のため、工務店等を対象とした講習会を開催するとともに、各種イベントや広告媒体を活用して、建築物所有者等の防災意識の高揚を図ったところであります。

引き続き、県民の皆様の防災意識の高揚を図るとともに、建築物の耐震化等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

主要施策の成果につきましては以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

建築住宅課は以上でございます。

○後藤 営繕課長 営繕課でございます。当課の決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の41ページ、42ページをお開きください。

一番下の段の営繕課計の欄をごらんください。

当課の平成30年度の決算額は、予算額2億2,215万6,000円に対しまして、支出済額が2

億2,207万8,984円、不用額が7万7,016円であり、執行率は99.9%となっております。

目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果であります。該当はございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

営繕課は以上であります。

○日高主査 説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○高橋河川課長 済みません。訂正をお願いします。

委員会資料の23ページの事故繰越額ですが、私読み間違いをしております。事故繰越額が正しくは4億6,558万8,450円となります。

○山下委員 今の事故繰越ですが、理由は何ですか。

○高橋河川課長 都城の横市川で不発弾が見つかりまして、それで工期が延びて、事故繰越となっております。

○山下委員 その金額を教えてください。

○高橋河川課長 まず、4億3,435万1,477円が横市になります。残りが災害復旧事業でありまして、22ページの下から2行目になりますが、日之影宇目線の入札不調によりまして、3,100万円ほどが事故繰越となっております。

○山下委員 都城の横市川の不発弾ですが、これもテレビ報道があつて。これは、不発弾処理が進んで、令和元年に工事は終わっているの。

○高橋河川課長 事故繰越で、翌年度に繰り越しておりましたので、工事自体はもう終わっております。

○山下委員 わかりました。

○窪菌委員 1点だけ、教えていただきたいんですが、327ページの施策の成果等ですけれども、砂防関係で去年は750カ所の土砂災害警戒区域等を指定したとなっているんですが、この750カ所は、工事をするという意味ではなくて、ただ、指定しただけのことになるんですかね。

これ、例えば指定します。そうすると、本人たちは工事をしてくれると思っているというような話をよく聞くんですが、これはどう理解したらいいのでしょうか。

○原口砂防課長 土砂災害警戒区域の指定でございまして、これは、あくまでもソフト対策でございまして、住民に、その斜面が危険な斜面でありますよということを周知して、より早く避難していただく、そういったところの、まず第一段階の施策でございまして。

今のをソフト対策としますと、我々としては、その中から、より危険な箇所、住宅の多い場所、それと災害履歴のある場所などを優先して、今度はハード対策として、具体的な擁壁とか、のり面工とか、急傾斜地の工事を計画的に整備を進めているところでございまして。

○窪菌委員 例えば、住宅が何戸以上ないとだめだとか基準がありますよね。そうした場合に、住宅が1軒、2軒あるところでは、本人たちはそういったことはちゃんと理解できているのでしょうか。

よく、勘違いして、問い合わせ等があるんですよね。そのあたり、どうなんでしょうか。

○原口砂防課長 今の御質問ですが、一応、指定をかけるときには、住民説明会は各土木事務所で開催しております。これは市町村も参加して実施しておりますが、その中で、指定をするイコール事業を始めるという意味ではございませんという説明はきちんとしております。

ちなみに、採択の要件としましては、県がやる国の補助事業としましては、いろいろ採択要件ございますけれど、1つの例を示しますと、住宅が10戸以上、市町村がやります急傾斜事業については、これは県が補助いたしますが、5戸以上という、一応採択要件がございます。

その他、災害等が起きた場合には、また、それぞれ事業がございます。そういった観点で、説明会のときには、指定をするのは、危険な斜面があるので、土砂災害警戒情報等が出たときには速やかに避難をしてくださいということをあくまでも周知していくための指定でございます。

○窪菌委員 わかりました。

○前屋敷委員 関連して、今、要件が、県は10戸以上でないと工事の対象にならない。市町村は5戸以上で工事の対象になって、なおかつ、そこには県の補助もあるとの御説明だったんですけど。この327ページの表で、今、要整備対象箇所は、人家が5戸以上ある箇所または公共的施設のある箇所とあるんですけど、この5戸以上というのは市町村が対応する場合の条件ですか。なぜ、県は10戸以上というのは書かないんですかね。

○原口砂防課長 ここに記載しておりますのは、下の米印にありますように、人家が5戸以上ある箇所ということで、危険箇所の数を上げております。交付金をもらって県がやる事業は、先ほど御説明しましたけれど、10戸以上なんですけど、事業が可能となるのは、県が補助して市町村がやる5戸以上ですので、事業可能な箇所が5カ所以上ということで記載しております。

○前屋敷委員 工事の対象になるところがということですね。

○原口砂防課長 そうです。

○前屋敷委員 その数が4,366カ所とあるんですが、私たちがいろいろ相談を受けて御要望をいただいたりするんですけど、市町村の対象である5戸以上とならずに、周りには3軒ぐらいしかないとか、そういうところはたくさんあるんですよ。

しかし、住民の方々にとっては、自分の裏山が崩れることなので、大変危険箇所であり、心配なところなんですけれど、そういうところは、数として把握されているんですか。

○原口砂防課長 この指定をやる前に基礎調査というものを県内各地で——もう全ての調査を終えているんですが、この調査の中で危険な箇所は全て把握しております。その中で、先ほどの指定をかけるところとか、事業をやるところを選んでいくわけなんですけど、委員がおっしゃいます、具体的な事業の箇所については、今現在、例えば急傾斜地事業は、ことしで言いますと、年間で47カ所ぐらいの箇所をやっているんですけども、そういったことを考えていくと、どうしても重点的に、計画的にやっていくためには、そういった今の条件にのるところ、それと、災害の履歴のあるところ、そういった、より危険度が高いところ、そういったところを重点的に、着実にやっていくという手法になるのかなと考えているところです。

○前屋敷委員 それはよくわかるんですけども、しかし、住民の皆さんにとっては切実な問題でもありますので、その辺はしっかりと受けとめた対応も——基準以上のものはできないというところなんでしょうけれど、そういうことを、しっかり、いつも把握して、可能な限り対応していただきたいと思います。

それと、もう一点、改修が必要な土地が、複数の方々の名義でないと工事ができないところ

などがあって、なかなかそこで、工事の着手ができないという問題があって、私、一度、一般質問でも取り上げたことがあったんですけど、それに対応する手だてが少し道が開けるようなこともあったんですが、しかし、なかなかそこがうまくいかないというようなことがあって、そうすると、もう永久的に工事ができないということになったりするんですけど、昨年度も懸案事項でずっと続いているものですから、そういったところの対応については、どのような取り扱いをされるのか。

○原口砂防課長 今、おっしゃったのは高岡の例かと思われませんが。

○前屋敷委員 はい。

○原口砂防課長 あそこについては、600名の共有ということとして、その中に外国に居住している方もいらっしゃるということでございます。その中で、認可地縁団体制度という制度もございます。

○前屋敷委員 そう、そう。

○原口砂防課長 ただ、この制度には、実際に、区域住民が共同利用している実態とか、実際に管理していた状況——そういった制度はあるものの、活用できる場合というのが、やはり限られておりまして、現在のところ、この認可地縁団体制度の活用は高岡の現場では採用できないというふうになっております。

そういうことではありますが、こういった山は、斜面になりますので、斜面については県土整備部、土木でやるものと、山の保護ということで治山事業でやることも可能でございます。

そういったところを含めて、宮崎市と一緒に、今、治山事業の活用とかもできないかを土木事務所も含めて、まだ検討中ではございますが、そういったところを市町村と一緒に調べて検討

はしているところでございます。

○前屋敷委員 なかなか条件が難しいことは認識しているんですけど、しかし、一度事故が起こってしまうと、その責任が問われることにもなってしまいますので、非常に難しい案件だとは思いますが、そういうところもこれから出てこないとは限らないですので、対処をお願いしたいと思います。

○原口砂防課長 そういった現場に足を運んで、きちんと確認しながら、また、住民の方に納得いただけるように御説明しながら、より何かできないかということを検討してまいりたいと考えております。

○外山委員 1点だけ。河川課に伺いますが、今度の堆積土砂の除去、これは河底のしゅんせつですけども、今いろんな問題があって、その土の持って行き場がないとか、いろんなことがあるけれど、見通しというか、大概是クリアできるんですかね。

○高橋河川課長 今、おっしゃったとおり、緊急3カ年対策で、大量の土砂、200万立米ほどを3カ年で掘削する予定としております。土捨て場に関しましては、一応、新聞広告等で一般公募等をして、今年度の事業の分につきましては、約9割以上確保はできております。

これからも、一般の方々等と土木事務所、業者さんのほうと、捨土箇所の確保をしながら事業を進めていきたいと考えております。

○外山委員 土の質によるんだらうけれど、わかりました。

○田口委員 同じく、河川課にお伺いします。

下の水防災対策のところ、宅地かさ上げというのが出てきていますが、五ヶ瀬川ということで、恐らく北川とかそういうところ関係してくるんだと思いますが、まず、宅地かさ上げ

をしたところは、30年度はどこだったのか、教えていただきたい。何戸をかさ上げしたんですかね。

○高橋河川課長 水防災事業でかさ上げを行った箇所としましては、北川、耳川、それと五ヶ瀬川になります。

○田口委員 30年度に、今言われた北川、耳川、五ヶ瀬川で何戸かさ上げして、もともとの予定戸数があったと思いますが、それが今、どこまで終わっているのか。逆に、どれだけかさ上げする予定のものが残っているのか教えてください。

○高橋河川課長 しばらくお待ちください。

○日高主査 暫時休憩します。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

○高橋河川課長 今、ここに詳細な資料を持ち合わせていませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○日高主査 暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

午前11時58分休憩

午前11時59分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

間もなく正午となりますので、ここでお諮りいたします。先ほどの田口委員からの質疑への回答と総括質疑については、本日の午後1時10分から行いたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 御異議ないようですので、午後1時10分より再開し、総括質疑を行います。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時8分再開

○日高主査 分科会を再開します。

○高橋河川課長 午前中に田口委員から質問のありました水防災事業における宅地かさ上げ戸数について回答します。

今、水防災事業を北川、五ヶ瀬川、五ヶ瀬川の日之影地区、耳川、この4河川で行っております。まず、*耳川の宅地かさ上げ戸数は、全体戸数が200になります。平成30年度は12戸のかさ上げをしております。残として7戸。五ヶ瀬川は全体が105戸で、これは全て終わっております。五ヶ瀬川日之影地区になりますが、全体戸数が59戸で、平成30年が7戸、これで一応全て終わりになります。耳川ですが、全体が52戸、平成30年が4戸、残りが10戸になります。

○日高主査 それでは、総括質疑に移ります。県土整備部の決算全般について、何か質疑はありますか。

○前屋敷委員 工事請負契約の件ですけれど、9月議会で、労務単価の引き上げで変更があったんですが、30年度はこういう案件はなかったんですかね。ちょっと、私も調べていなくて。

○矢野道路建設課長 道路建設課の分でいきま

※次ページに訂正発言あり

すと、平成30年度は、同じく物価スライドを適用したのが、全てトンネルの工事なんですけれども、3つの工事で物価スライドの適用に伴いまして、工事請負の変更を議会にかけております。

○前屋敷委員 3件ですね。いずれも労務単価の引き上げですか。

○矢野道路建設課長 はい。やはり、国から労務費の上昇に伴って、物価スライドを適用してほしいというような通知文がありまして、労務費単価と合わせまして、材料の単価についても、そのときの一番最新の単価で変更をしているものでございます。

○前屋敷委員 当然、必要な経費なんですけど、特に、労務単価の引き上げについては、実際、やっぱり現場で働く皆さんのところに、引き上げた賃金の分がしっかり加算されていかなければ意味はなしませぬので、その辺をしっかりと——変更しっ放しではなくて、後を追って、どうなっているのかも、県が行って点検というか、強制力はないんでしょうけれど、そういう指導とかも必要ではないかと思うんです。これまで、もうずっと、以前からそういう経過はあったんですが、この間はどうなんですかね。特に、そういうことは徹底してほしいと思いますので。

○石井技術企画課長 労務単価のお話で、特に下請等に対する賃金といいますか、そういったものがきちっと渡っていないのではないかなというふうなお話もこれまで出ております。

県では、いわゆる施工体制監視チームというのを持っていて、そういう下請が多い工事とか、そういったものについては、定期的に、実際にその施工現場に乗り込んで、実際に、支払いが一次下請、二次下請、どういうふうに契約がされているとか、その支払い方法であつ

たりとかが適正にやられているか等の点検をやっているというふうな状況でございます。

ただ、いわゆる元請さんから下請さんに対して、どういう契約でどういう額がいつにいつに払われているかというところあたりまではきちっと追っかけていけるんですけども、いわゆる1人の労働者に対して、それが幾ら支払われているという、そのところは、なかなか追えないところもあります。業者さんに対する指導というのはもう重々やっているんですけども、個人に対するというのは、なかなか、民民ということもございまして、そこについては、お願いベースで、きちっとお支払いをお願いしますというふうなことでやっているような状況でございます。

○前屋敷委員 今、人手不足と言われてたり、やっぱりきつい仕事にはなかなかつきたがらない傾向があつたりとか、そういう中での、現場で働く皆さん方ですから、そういったものがきちんと、やはり届いていかないと、安定した工事も請けられないし、生活そのものも安定しないということもありますので、ぜひ、その辺のところは、いろいろ御努力いただいて、徹底していただくようお願いしておきます。

○高橋河川課長 済みません。

先ほどの水防災事業の河川名を読み間違えていたみたいです。全体戸数で、北川が200戸なんですけど、これを耳川と言っておりました。訂正します。

○日高主査 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

午後1時28分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。10月7日の13時に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後1時29分散会

令和元年10月7日(月曜日)

午後0時59分再開

出席委員(8人)

主	査	日	高	博	之
副	主	査	坂	本	康
委	員	中	野	一	則
委	員	外	山		衛
委	員	山	下	博	三
委	員	窪	菌	辰	也
委	員	田	口	雄	二
委	員	前	屋	敷	恵
委	員				美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課長補佐	鬼	川	真	治
議事課主任主事	石	山	敬	祐

○日高主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後0時59分休憩

午後1時0分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

それでは、議案第27号について賛否がわかれておりますので、挙手により採決を行います。

議案第27号の認定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○日高主査 挙手多数。よって、議案第27号に

ついては原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

先週、皆様に主査報告骨子案の御意見を聞きました。そこで出た項目のとおりとすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 暫時休憩します。

午後1時1分休憩

午後1時1分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

骨子案につきましては、商工観光労働部関係については、商工会への支援について、商工会が今後も地域経済に支える役割を担えるよう国の予算や施策も活用しながら事業に取り組んでいただきたいという旨です。

県土整備部関係については、道路環境保全活動について、少子高齢化や人口減少による人手不足の現状下においても、安全な道路環境の維持や景観の保護が図れるよう、効率的な草刈りの手法の検討など、総合的な視点で取り組んでいただきたい。

もう一つは、土砂災害危険箇所の整備については、安全で安心な暮らしを守る観点からも可能な限り住民の声に対応していただきたい旨の主査報告等をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 何もないようですので、以上で分

令和元年10月7日(月)

科会を終了いたします。

午後1時2分閉会

署 名

商工建設分科会主査 日 高 博 之